

平成 28 年 10 月 12 日

◎加藤委員長 それでは、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 月 17 日午前 10 時からの委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎加藤委員長 それでは、まず、危機管理部について行います。

最初に、議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎酒井危機管理部長 それでは、今回提出しております議案と報告事項について、概要を説明させていただきます。

危機管理部からは、補正予算議案 2 件と報告事項 1 件です。議案説明資料の青いインデックスの危機管理部の 1 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、世界津波の日高校生サミットの開催のための経費と航空隊基地の整備の 2 件、総額 5,343 万 9,000 円の増額をお願いするものです。

まず、世界津波の日高校生サミットの開催についてです。昨年 12 月の国連総会で 11 月 5 日が世界津波の日と制定され、その啓発活動として、県と黒潮町が世界で初めてとなる高校生サミットを、本年 11 月 25 日と 26 日の 2 日間にわたり開催するための経費をお願いするものです。

6 月議会におきましてもサミット全体の企画・運営支援に係る補正予算をお願いしたところですが、この 9 月補正予算では県内の移動に必要なバスを借り上げるための委託料と会場設営等に係る町への負担金として、計 1,403 万円余をお願いするものです。

次の航空隊基地整備事業費の施設整備工事請負費は、基地のかさ上げ工事に伴う建築工事に関するものです。消防防災航空隊及び県警航空隊の基地は、既にかさ上げは終了しておりまして、現在建築工事を進めているところですが、基礎となるくいの工法変更に伴い

工事を一部中止したことから、中止期間中に要した仮設材のリース経費や人件費に関する経費、また運航の安全を確保するためのエプロン照明の設置など設計変更が生じたため、3,904万円余の増額をお願いするものです。

このほか、報告事項として、高知県原子力災害避難等実施計画の策定について、後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後に、審議会の経過報告をさせていただきます。お手元の赤いインデックス、審議会等をつけております。A4横のページ、平成28年度各種審議会における審議会経過等一覧表をお開きください。

6月の定例会以降に開催されました審議会としては、高知県救急医療協議会のメディカルコントロール専門委員会を7月29日に書面にて開催しております。検討会の担当委員を更新しました。

また、9月23日に開催した会議では、胸の痛みにより救急搬送要請のあった傷病者に対し、その後その処置が適切に行われたかどうかを評価するための統一した処置手順などを決めました。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

◎加藤委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎加藤委員長 初めに、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 当課からは、第1号議案、平成28年度高知県一般会計補正予算につきまして説明させていただきます。

資料②の高知県議会定例会議案説明書の6ページをお願いします。

2の南海トラフ地震対策費の右端の説明欄をごらんください。1地震対策企画調整費の世界津波の日高校生サミット受入業務委託料と世界津波の日高校生サミット開催事業費負担金は、ことしの11月に開催する高校生サミットのための経費です。

内容につきましては、議案説明資料により説明させていただきます。危機管理部の南海トラフ地震対策課の赤いインデックスのついたページをお願いします。

サミットの開催目的は、国内外の高校生を本県にお招きし、防災分野で活躍する次世代のリーダーを育成するもので、11月25日から2日間にわたり、黒潮町で開催します。

1日目は、議長を務める大方高校の生徒の開会宣言に始まり、オリエンテーリングと東日本大震災を体験された中学・高校生を対象とした復興教育プロジェクトであるOECD東北スクールで活動されたスクール生による取り組みの発表を予定しております。

2日目は、高校生を12グループに分けて、分科会やフィールドワークを行います。分科会では、資料中央にあるテーマ、「自然災害リスクの理解」や「自然災害への備え」、「自然災害からの復興」の中から一つについて英語でディスカッションを行い、グループの意見

を取りまとめます。また、フィールドワークでは、高台への津波避難訓練や、会場の近くにある安政津波の碑と津波避難タワーを見学します。

そして、昼食の後、記念植樹と記念撮影を行い、総会へと移ります。総会では、東日本大震災を体験された3名の高校生から被災体験をお話しいただきます。

次に、分科会の代表者からグループごとの取りまとめの報告をしていただき、その報告をもとにサミットの宣言が採択され、閉会となります。

その後、会場を四万十市に移しまして、外務省の主催によるフェアウェルパーティーが行われます。このパーティーでは、高校生同士の交流がさらに深まるように、よさこい鳴子踊りを全員で踊ることを予定しております。

開催に係る経費としては、総額2,100万円余りとなっております。そのうち、運営支援に係る経費は6月補正予算でお願いしております。今回は、会場のステージや音響設備などの設営・運営に係る経費と、空港から黒潮町といった県内のバス移動に係る経費をお願いするものです。

なお、会場設営・運営に係る経費は、主催者となる県と黒潮町がそれぞれ2分の1負担するものです。また、バス移動の経費につきましては、県内での移動になるとともに、観光PRを目的としていることから、県が負担することとしております。

参加者は、国内外の高校生357名が決まり、分科会のテーマについて事前学習をお願いしております。また、各国の大使や関係者につきましては、現在出欠の確認をしております。

資料の下にありますように、サミットを通じて、国内を初め世界各国に向けて県の防災の取り組みをアピールするとともに、防災に取り組む高校生の姿を目の当たりにしていただくことで、県民の皆様への啓発にもつながると考えております。

さらに、世界各国の方々が一堂に会する絶好の機会ですので、県の観光や防災関連製品をPRしてまいりたいと考えております。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 洋式トイレのことなんかも随分前から対応していただいている。僕も、外国からの留学生を預かったり、あるいはお世話するお手伝いもしているので。いつも気になることは、ベジタリアンがいたり、食物アレルギーの子がいたりしますが、そんなことまできちんと対応できていますか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 食べ物のアレルギーや宗教的なものとかいろいろありますが、個人情報をしっかり事前に入手してそれに対応できるように、食事を手配するときには情報を提供して、対応をしっかりとやります。

◎土居委員 黒潮町に29カ国600人の方々が来られるのは初めてのことじゃないかと思

ますし、また世界大会を高知でやることもめったにないことだと思うんですが、ぜひとも成功させていただきたいと思っています。津波避難訓練を実施されるとのことですけれど、これは全員参加の訓練になっているのでしょうか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 はい、全員参加です。

◎土居委員 この黒潮町の会場周辺は、当然津波が来ることが想定される地域だと思うんですけれど、600人の方が一斉に避難する誘導計画はしっかり準備されているということですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 その辺も事前にスタッフにきちんと伝えて、来る方にも何かあったらここに避難してくださいと周知するように考えております。

◎土居委員 一番の目的が津波防災の啓発であり、高知県の津波に対する防災の取り組みをアピールすることだと思う。実際ここは日本で一番の津波高が想定され、約8分で津波の第一波が到達するところですので、高知県として、避難の誘導なりが的確にできるのかはすごく問われるところじゃないかと思う。津波避難を迅速に成功させる取り組みをしっかりと準備されるべきではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎塚地委員 私も参加させていただこうと思っていますので、よろしくお願ひします。

それで、この取り組みは、本当にある意味画期的な取り組みでもあろうかと思いますが、以前もこの取り組みをした後にどういう効果を生み出すことにつなげるのかをぜひ検討していただきたいと言っていたので、もし今、検討している中身があれば教えていただきたい。それと、ここで宣言を出すことにしていますね。その宣言の起案で何をアピールするものをつくろうとされているのか。今後、その宣言を、例えばどういうところに配布して、大いに活用していただくようになっているのかを教えてください。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 具体的なその後の効果は、まず高校生がここでしっかり交流の輪を広げていただいて、それが世界につながることを期待しています。それから高知県としても、帰りに観光地に寄っていただいて、そういう場所を見せることで、できるだけ後へつながるように積極的にPRしていきたいと考えていますが、その次の手は、まだ考えておりません。

それから、宣言ですけれど、全体のテーマである「自然災害から生きぬくために、次世代を担う私たちができること～自助・共助・公助の視点から～」という点から、高校生としてどういう取り組みがされているか、それからその地域がどういうことをやっているかをまとめて一つの宣言文にしたいと思っています。今回、それを記録誌と言う形で残しますので、それを全国の関係者に配布しながら、成果を全国に広げていきたいと考えております。

◎塚地委員 参加された県内外の高校生にとっては大変貴重な経験になるので、その貴重な経験を後へどう生かすかはすごく大事なことです。教育委員会も参加されると思います

んで、後の防災教育も含め、ぜひここに参加された高校生が、そういう自覚を持って今後活躍できる場の設定をしていただきたいと要望しておきます。

◎梶原委員 少し細かいところですが、運営支援は6月補正でしていますが、今後、会場設営・運営等で1,225万円余りが計上されています。こういったイベント業者は県内の業者であればいいという反面、初めての取り組みで、必ず成功しなければならないので、きちんとなれていることも必要でしょう。今、想定は幡多地方の業者なのか、高知市内の業者なのか、県外の業者なのかと、分科会は12に分かれてさまざまな会場で行う中で、国内高校生等の県内のバス移動の調整に係る高校生サミット受入業務委託料は177万円です。バスで177万円だと台数が余りないですが、どれぐらいの規模で想定をされているのか、その2点を教えていただけますか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 今回は、先ほど説明した会場のステージの音響や設備関係とそれを使いこなすスタッフの費用ですので、県内業者でもできる範囲とっております。

それからバスですけれど、高校生、今回は県の職員もかなり応援で行きますので、その移動も含めて5台を想定しております。

◎梶原委員 これは国内高校生のバスの移動ですけれど、海外から来られる方の移動についてはどうなっているんですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 既にバスを十数台手配しております。費用については、外国の方については外務省の予算となっておりますので、県の予算上は入っておりませんが、バスの手配はもう十分できております。

◎梶原委員 それも段取りは県と黒潮町の事務局でしないといけないということですね。もう一つだけ、先ほど塚地委員からも今後の防災教育にいかにかかしていかとありましたが、今回の目的として、参加する高校生だけではなく、県民へ広く普及啓発することもあると思います。報道等される以上に、県民に最大限普及啓発するための施策ですが、大会開会中やそれが終わった後、現時点で考えているというものがあれば教えていただきたいんですが。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 当然ニュース等には取り上げられると思います。それ以外に、民間の報道関係の方から、この取り組みに対する番組の作成についての提案が来ておりますので、そういう特別な番組などで、県民に普及啓発するための時間をとっていただいで放送する方向で動いております。

◎梶原委員 その報道プラス番組はあるとして、現時点でいろいろ考えられていると思うんですが、ほかにはありませんか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 報道以外の別の手については、アイデアをいただきましたので、それも含めて、これから考えていきたいと思っております。

◎梶原委員 ぜひ、よろしく申し上げます。世界初の取り組みですから報道されることは当たり前ですし、その番組をテレビ局がつくられるのかお願いするのかわかりませんが、それも言い方は悪いですが、至極当然だと思います。とにかく大会を成功させんといかんで大変だと思いますが、いかに普及啓発していくかをさまざまな方策・施策で取り組んでいただきますようにあわせて申し上げます。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈消防政策課〉

◎加藤委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。

◎土居消防政策課長 消防政策課からは、平成 28 年度高知県一般会計補正予算について御説明します。資料②の高知県議会定例会議案説明書の 8 ページをお願いします。

8 ページの右端の説明欄をお願いします。消防防災ヘリコプター運航管理費のうち、施設整備工事請負費を 3,940 万 6,000 円増額しようとするものです。

概要につきましては資料で説明させていただきますので、説明資料の赤色のインデックス、消防政策課のページをお願いします。

まず、工事を行うに至った経緯と現在の状況について御説明します。

高知龍馬空港にあります航空隊基地は、平成 24 年 12 月に県が公表した南海トラフ巨大地震による津波浸水予測で、最大規模の地震による津波で約 4 メートルの浸水が想定されております。こうしたことから、現在の基地の北側の土地およそ 6,500 平方メートルを 5 メートルほどかさ上げし、新しい基地を整備するものです。資料の上の写真で確認いただけますが、現在事務所棟や格納庫の建築を行っており、平成 29 年 1 月末には完成する見込みとなっております。

次に、補正の内容について御説明します。

この資料の一番下の囲みに補正の概要と記載しております、今回の設計変更に伴う増額ですけれども、全体では 5,820 万 5,000 円の増額となっております。そのうち、消防政策課分が 3,940 万 6,000 円、残り 1,900 万円近くは県警の予算となっております。

今回の補正につきましては、理由が主に三つありまして、一つ目が、資料の下段一番下の米印に記載しているように、建築主体工事は平成 27 年 9 月議会で議決をいただきまして 10 月に契約を締結し、施工しておりました。しかし、建築物の基礎地盤に当初設計では把握できなかったかたい地層の存在が判明したことから、平成 28 年 2 月議会で議決をいただき、基礎工法の変更をしました。この基礎工法を変更したことに伴い工事を 141 日間部分的に中止しましたが、その休止期間中に発生する仮設材のリース料や人件費に 1,180 万円の増額をするものです。

二つ目は、資料の中央の平面図に青く着色した⑤がありますけれども、ここはエプロン張り出し部ですが、ここの照明設備に関してです。ヘリの離発着の際には、このエプロン

張り出し部から空港内の誘導路に移動して行いますが、このエプロン及び張り出し部はかさ上げにより周囲の敷地より5メートルほど高くなっております。

運航の状況によっては基地への帰還が夜間になる場合があります、当初設計では格納庫に設置する照明で対応することとしておりましたが、消防防災航空隊・県警航空隊と協議した結果、安全な運航を確保するため、エプロン張り出し部及びエプロンに照明設備を設けることとし、その費用として2,071万円増額するものです。

三つ目は、当該施設が燃料類を扱う危険物施設であることから、管轄の南国市消防本部との協議により消火設備や換気設備の仕様変更や、空港事務所との協議により屋外配水管の変更などが必要になり、その施工調整に伴う設計変更により1,484万3,000円増額するものです。

なお、今回の変更に伴う工期の変更はありませんので、平成28年度内の新基地での運航開始を目指して整備を進めてまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 タンクは真ん中のあたりへ既に埋設しているんですか。

◎土居消防政策課長 黄色く着色したところのエプロンに地下タンクを設置するようにして、現在工事中です。

◎浜田（英）委員 格納庫は、くろしお、りょうま、おとめでそれぞれ分かれていますけれども、燃料を注入するときはホースを引っ張っていくんですか。それともヘリコプターを移動させるんですか。

◎土居消防政策課長 エプロンまでヘリコプターが移動して、そこでホースを使って注油する形になります。

◎浜田（英）委員 それで、タンクローリーはこのスロープを上がっていくのか、それとも裏から注入するのか。

◎土居消防政策課長 タンクローリーはこのスロープを上がっていきます。

◎塚地委員 先ほどの照明設備ですけれど、現状はどうなんですか。

◎土居消防政策課長 現状は、滑走路と同じ高さに基地がありますので、エプロン部分には特に照明設備はついていません。格納庫には現在も照明がついておりますので、必要に応じて格納庫の照明を使っています。

◎塚地委員 今回、滑走路と同じぐらいの明るさの照明器具を張り出した部分に新たにつけて、ここにおりるようになるんですか。

◎土居消防政策課長 飛ぶときも帰ってきたときも、まず、この⑤の張り出し部分にとまります。いきなりそこへおりてくるわけじゃなく、滑走路内にある離発着ポイントまでおりてきて、そこから水平に⑤の張り出し部へ来る形になります。ただ、どうしても現状よ

りも5メートル上がっていますので、安全を確保するためには張り出し部に今はない照明が必要になってくるのでつけるものです。

◎梶原委員 主な変更理由の中で、運航に際して帰投が夜間になることがあるため、安全な運航のためのエプロン照明設備の費用とあるんですけど、これは、どうして最初から想定していなかったんですか。

◎土居消防政策課長 先ほどもお話ししましたが、現状は高さ的に平らな状態ですので、安全面では支障がありません。ですから、現在はエプロンには照明設備はついていない状況ですけども、今回は5メートル高くなってくるので、ヘリコプターを安全におろす観点でいうと、どうしても必要になってきます。当初ではそこまで必要ないだろうと考えていたんですけども、県警、消防の航空隊と協議して、どうしても必要との希望もありまして、つけるようにしました。

◎梶原委員 この格納庫は盛り土の問題とか、これまでいろいろありましたんで、今回のことで設計変更やそれに係る費用の変更はもうないですかね。

◎土居消防政策課長 工事の関係では、この後まだ、外構の工事と既存の航空隊の事務所、格納庫の解体工事の二つの工事の発注を予定しておりまして、今のところは既存の予算の中でと考えておりますけれども、実は外構工事の詳細な設計を仕上げている段階で、空港事務所と最後の協議を行っております。そこで、当初予定していなかった部分が出てきますと、変更が生じる可能性はあります。

◎梶原委員 先ほど言ったように、いろいろもめたこともあったところなんで、余り後に設計変更や費用の変更がないように、先ほど来言われた協議不足な点ができるだけないように、最初から協議をしっかりと上進めていただけてますようお願いいたします。

◎土居委員 設計変更に伴う増額がよくあります。今回は地震プラス津波対策でこの新築工事をする事になり、当然地盤の調査はやっていると思うんですけど、なぜまた地盤が想定外にかたかったという理由が後から出てくるのか。非常に非効率的でむだなお金もかかる。その辺の調査をもっとしっかりできなかつたものかと単純に思うんですけど、どう認識されているんですか。

◎土居消防政策課長 ボーリング調査については、実際やってはいたんですけども、この建物の位置が確定して再度ボーリングを行ったところ、もとのボーリング箇所にはなかった大きな玉石の層があることが判明しまして、前回、変更のお話をさせていただきました。必要最低限のやれる範囲では調査をしていましたけれども、詳細に工事へ入ってみたら変更が生じてきたということがあります。

それと、今回は大きく三つの理由で説明しましたが、この三つ以外の理由に金額的には大きくないんですが、おとめの格納庫は既存の格納庫をそのまま新しいところに移設する内容になっておりました。現在、実際に解体して新しいところで工事に入っており

ますが、壁材が経年劣化により使えないことがわかりまして、今回の増額の中に一部入っております。ですから、設計上はできると判断しておりましたが、いざ行ってみるとできなかったものも含まれております。

◎酒井危機管理部長 工法の変更の事情ですが、実は作業をしているときに、首都圏で地盤がおかしくてマンションが壊れたということがありました。これくらいの面積ですと地盤の調査は大体1カ所でいいんですけど、そういった案件もありましたので、念のために試しにボーリングの箇所をふやしてみましたら、当初想定できなかった玉石の層がありました。逆に言うと、最初そのまま進めていたら、その後、結構やりかえといいますか、非常に経費がかかる状態ではありました。

◎土居委員 わかりました。ただ、この施設は普通の建築物じゃなくて、防災の大事な目的のある施設ですので、地震等に備える意味でも、調査は後からする必要がないように事前にしっかりするべきだと思いますので、その辺もまた防災対策、危機管理部として、気をつけていただきたいと思います。

◎浜田（英）委員 物部川は高知県を代表する大きな川で、太古の昔から、大雨が降ったら、今の本川が空港側へ振ったりあるいは東へ振ったりして、本川がいろいろ狂った川なんです。だから、大きな玉石が出てくることは想定しておかないといかんことで、そこら辺がちょっと甘かったと思います。これを一つの教訓にして、次はこんなことがないように。

それと、張り出しのエプロンの照明施設は高いポールを立てるわけじゃないのですか。進入角の障害になったらいかんから、間接照明でヘリパッド部分を照らすような感じなのか、どんな照明なのかと思うけれども、そこはどうですか。

◎土居消防政策課長 今回設ける照明は、地上部分に設置します。

◎浜田（英）委員 高いポールを立てて照らすのではなく、間接照明だから障害物にはならんということですか。

◎土居消防政策課長 はい。

◎浜田（英）委員 了解です。

◎土森委員 いろいろ話を聞きよったら、これは、本当は変更があったらいかんわね。最初からきちんとできていないから、また補正で追加してやらないかんことになってくる。こういうことがないようにせないかん。最初にしっかりやっておくことが大事ですからね。

◎加藤委員長 ほかに。

（な し）

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

続いて、危機管理部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これ

を受けることにいたします。

〈危機管理・防災課〉

◎加藤委員長 それでは、高知県原子力災害避難等実施計画の策定について、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 お手元の説明資料、危機管理・防災課の赤いインデックスをおあけください。

高知県原子力災害避難等実施計画の策定についてです。これは、この8月に策定しました。

まず、左のこれまでの対策をごらんください。福島第一原発の事故を踏まえて、高知県でも、伊方発電所での万が一の事態があった場合に備えて、平成24年度に高知県地域防災計画の中に原子力事故災害対策を位置づけております。その後、平成26年9月には、この地域防災計画のアクションプランという位置づけで、高知県原子力災害対策行動計画を策定しています。

右をごらんください。今回、伊方発電所の再稼働を念頭に置きまして、発電所から最も近い四万十市と梶原町の避難計画の策定についてずっと協議をしてまいりました。県におきましても、より広域な避難が必要になる事態もあえて想定して、庁内のワーキンググループで検討してまいりまして、県や市町村がとるべき対応のより具体的な手順を盛り込んだ県の避難計画をまとめました。

この6月には、四万十市、それから梶原町については避難計画を策定し、県の計画につきましても8月に策定して公表したところです。避難等実施計画という名称にしているのは、避難の手順に加えてモニタリングやスクリーニングといった計画も盛り込んだことからです。

計画のポイントを右上に記載していますが、県の策定した行動計画、それから原子力災害対策については国の指針がありますので、その指針を踏まえて、現状で考え得る対策をできるだけ具体的に行動手順として取りまとめております。

また、高知県は、もともと国が避難計画の策定を義務づけている重点区域である30キロメートルの範囲外ですけれども、危機管理上の観点から、あえて本県にも放射性物質が到達することを想定してつくったということです。

加えて、建物の耐震化や道路啓開計画、それから応急救助機関の受援計画といった南海地震対策も踏まえて策定しています。

対象は県内全域にしています。要は、県の計画を見て参考にすれば、それぞれの市町村で対応はとれることにしていますが、四万十市・梶原町につきましても避難計画を策定しましたので、そこからの広域避難にも対応できる形にしています。

それから、その下に、計画の構成を中段のほうに書いています。計画は第1章から第7

章と区分して、それぞれのところで実施すべき項目を記載しています。

第1章につきましては、先ほど申しました計画の趣旨や考え方を記載していますが、第2章は、いろんな災害対応で一番ポイントになる情報収集・伝達・広報ということで、伊方発電所で事故があった場合には愛媛県の災害対策本部なりオフサイトセンターなどに県の職員を派遣して、いろんな情報収集をして、その得た情報について市町村などに伝達することを記載しています。

第3章につきましては、放射線のモニタリングでして、現在県内に6カ所のモニタリングポストがありますけれども、補正予算を認めていただきまして、新たに四万十市と梶原町にもモニタリングポストを設置することにしていますので、そういったものを使用して万が一のときにはモニタリングを実施するということです。

第4章が、一番ポイントになります防護措置です。高知県の場合は、伊方発電所からかなり距離がありますので、基本は屋内退避にしております。屋内退避を防護措置の基本とした上で、放射線量率が一定の基準、国の基準でいいますと20マイクロシーベルトになっておりますけれども、そうなることもあえて想定して、一時移転や避難の手順も示しています。

加えて、先ほど申し上げた四万十市と梶原町は避難計画を策定していますので、そこからの避難の際のルートも、県の道路啓開計画の想定を踏まえて複数設定しています。

ここで、計画本体の38ページをお開きください。A3判の四万十市からの避難する際の主なルート、それから、次のページについては梶原町からの主なルートです。これが先ほど説明したことの特徴的な部分で、基本は屋内退避にしておりますが、四万十市・梶原町は50キロメートルぐらいの近いところにあるので、県の道路啓開計画を踏まえて、それぞれ四つの避難ルートを設定しています。

道路啓開計画の中で、実際には日数をはじいているものもありますし、そこまでやっていない部分もありますけれども、実際の発災直後の状況はわかりませんので、それぞれ四つのルートを設定しています。

38ページは四万十市からの避難ですけれども、例えば第2ルートを見ていただきますと、これは国道381号を使って国道56号につなげるルートです。右下に凡例を載せておりますが、県の道路啓開計画では、青い線になっていますので、基本的には3日以内には道路啓開ができる計画になっております。

そういうことですので、今の計画の段階では、3日以内に避難しようとするればできる避難ルートを四つのルートで設定しています。

同様に、39ページは梶原町からの避難ですけれども、例えば、真ん中のほうに記載している国道197号から56号までの第1ルートについても啓開日数が3日以内になっておりますので、今は避難ができる計画になっております。

ただ、これはいずれも今の時点での計画ですので、今後道路啓開計画や南海トラフ地震対策の見直しもありますので、そういうものを踏まえながら、より実効性のある避難計画にしていくことを考えています。

あと、第5章・第6章の部分では、もとの1ページに戻っていただきますと、安定ヨウ素剤の服用やスクリーニングなどの保健医療に関することを載せています。

第7章では、愛媛県や他県との広域連携について定めています。

それで、計画は南海トラフ地震などとの複合災害を想定して策定しているのですが、一定実効性のある計画になっていると思っていますが、ただバージョン1という位置づけですので、今後訓練も実施しながら見直しをしていくことにしております。

9月4日には、梶原町と連携して訓練をやりました。県は情報伝達でかかわって、梶原町は実際に四万川地区の住民を指定している避難所に避難させる実動の訓練もやりました。梶原町の計画の一部の訓練でしたけれども、実際にはアナウンスが十分に聞こえないなどの課題も明らかになりました。原因は、アナウンスの放送設備がだめということではなく、放送の仕方に問題があるなどの細かい課題も出てきましたので、そういうものを今後、梶原町それから四万十市の計画にも反映させていきますし、県の計画にも反映させていくことにしたいと思います。

以上が、原子力災害避難等実施計画の説明です。よろしくお願ひします。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田（英）委員 せんだって、阿蘇山の噴火で香川県まで火山灰が行った例は、北西の季節風が吹かない今の時期でも高く舞い上がった噴煙はあそこまで行くんでしょけれども、伊方発電所で、もし事故があった場合に、北西の季節風がどんどんまくって放射性物質を拡散されたら、思いもよらないスピードで梶原町やこちらのほうへ来るかもしれない。ヨウ素剤は、各戸へ配付するのであれば、かなりの時間がかかるんでしょけれども、何かあったときに、すぐに配るようにするんですか。梶原町のモニタリングポストに反応があってから配るのは遅いと思いますが、そんなところまできちんと決めていますか。

◎中岡危機管理・防災課長 まず、伊方発電所で何かあったときの放射性物質がどれぐらいで来るかですけれども、これは、過去の委員会でも御説明させていただきましたが、民間のシンクタンクが自社のコンピューターを使ってシミュレーションしています。

放射性物質は、風が強いと拡散してしまう性格があり、遅いと沈降してしまいます。民間のシンクタンクでは、毎秒2メートルの速度が一番届きやすいということで、高知県内にどれだけの影響があるかをシミュレーションしております。その中で、一番高くなる地点は梶原町にあるんですけれども、7.3 マイクロシーベルトになっております。ただ、放射性物質が来るのは間違いありません。

そこで、委員が言われた安定ヨウ素剤ですが、梶原町に関しては、今、梶原病院に全て

の住民が服用できるものを保管していきまして、梶原町の計画では伊方発電所で事故があったときに、その安定ヨウ素剤を配付する計画にしています。配付先も、一時集結所を定めておりまして、そこで配付する計画になっています。

ただ、安定ヨウ素剤の服用の際にはあらかじめドクターの説明が要るんですけど、今回その訓練もやりました。今の計画上はそういうことにしておりますが、先ほど浜田委員が言われたような速やかに配付する手法については、今後、訓練もやりながら検討していきたいと考えています。

◎浜田（英）委員 そしたら、北西の季節風がどんどんまくってくれたほうが逆にいいんだ。

◎中岡危機管理・防災課長 そのほうが拡散すると聞いております。

◎塚地委員 実施計画がつくられて、梶原町で訓練されたことにやっぱり意味があると思っています。安全神話に頼ることなく、そういう事故もあり得る想定できちんと構えておくことは大事で、さらに大事なのは、今おっしゃったように、実際に訓練を積み重ねることで改善していかないといけないと思うんです。そこで改めて県民の皆さんにも放射性物質の危険性の理解が進むし、どう対応するかにもなっていくんで、その訓練実施がすごく重要だと思います。

先日、どこかの新聞紙上で、宿毛市の方のインタビューが載っていきまして、風向きによっては宿毛市のほうにも来るんじゃないかとの心配があるんで、そういう訓練実施の対応や計画の作成も必要じゃないかと思うとのコメントが出ていたと思います。今の50キロメートル圏内では、四万十市と梶原町だけになっていますけれど、そこをさらに拡大していく方向性は、県としては持っていないのかどうか。

◎中岡危機管理・防災課長 今回、四万十市・梶原町は、50キロメートルぐらいのところにあって、一番リスクが高いということで計画をつくりました。今、県の避難等実施計画の中でもいろんな手順を定めておりますので、基本的にほかの市町村もそれで対応できると思いますが、ただ、それぞれの市町村の意向があるかと思っています。先ほど、宿毛市のお話をされましたが、それ以外でも四万十市・梶原町に倣ってつくりたいという市町村もあります。そこは、今後、どういった方向でいくのかを市町村と一緒に話をしていきたいと思っています。

◎塚地委員 ぜひ、そういう不安があるので、市町村の協議にに応じていただいて、積極的に県も協力してやっていただくようお願いしておきます。

◎加藤委員長 ほかに。

（な し）

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎加藤委員長 それでは、次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 それでは、総括の説明をさせていただきます。

健康政策部の議案は、一般会計の補正予算と報告事項が1件です。

お手元の資料②の議案説明書（補正予算）の9ページをお願いします。健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、総額で1億2,762万3,000円の増額補正をお願いするものです。

まず、医療政策課ですが、休日の眼科初期救急医療体制の確保を図るため、高知市が平成29年4月より、同市急患センター内に新たに眼科診療部門を設置することとなりましたので、必要な医療機器の整備を支援する経費を計上しています。

また、救命救急センターであり、有事の際には災害拠点病院として活動する高知赤十字病院が南海トラフ地震発災時においてもその機能を発揮するため、津波浸水区域外へ移転することとなりましたので、これを支援する経費を計上しています。

そのほか、幡多看護専門学校のつり天井脱落対策工事の実施設計を委託する経費や、地域医療介護総合確保基金積立金について、国の配分額に応じた増額補正を計上しています。

次に、医事薬務課ですが、県民に高知家健康づくり支援薬局の取り組み内容や活用方法を、高知家健康パスポート事業などを活用し周知するための経費を計上しています。

次に10ページをお願いします。繰越明許費です。

健康長寿政策課ですが、保健衛生総合庁舎改築工事のおくれに伴い、衛生研究所の年度内移転が見込めないため、引っ越しに要する経費などの繰り越しをお願いするものです。

続きまして、部で所管する審議会の開催状況についてです。お手元のA4横の資料、平成28年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。

開催状況の一覧表のうち、平成28年6月定例会開催以降10月11日までに開催された審議会は、右端の欄に平成28年10月と書いている高知県医療審議会、医療法人部会など4件となっております。お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項などを記載しておりますので、御確認をお願いします。また、各審議会の委員名簿につきましては、資料の後ろにつけています。

最後に、報告事項です。地域医療構想の案を策定しましたので、その概要について報告をさせていただきます。それぞれ詳細につきましては、担当課長から御説明します。

以上で、総括の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎加藤委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎加藤委員長 初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎中島健康長寿政策課長 当課からは、第1号、平成28年度一般会計補正予算繰越明許費の審議をお願いします。

お手元の資料②の平成28年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の10ページをお開きください。繰越明許費についてです。

保健衛生総合庁舎改築工事に関連しますので、まず工事の概要から御説明させていただきます。お手数ですが、議案参考資料の健康長寿政策課の赤いインデックスがついたページをお開きください。

北庁舎の横にある保健衛生総合庁舎につきましては、築後40年以上が経過しており、平成20年に実施した県有建築物の耐震診断の結果、倒壊または崩壊する危険性がある建物であることがわかり、現地での建てかえを行うこととしました。

庁舎改築に当たっての基本的な考え方は、このページの一番上にありますとおり、南海トラフ地震への備え、現庁舎の敷地内における改築、セキュリティーの確保及びプライバシーの保護、景観や環境への配慮としております。

うち、現庁舎の敷地内における改築につきましては、建築基準法上の用途規制や有害物質・感染症等の検査機関である衛生研究所の持つ特殊性を理由としておりますが、衛生研究所が現庁舎を使用しながら改築できるように、一番下のスケジュールにあるとおり、1期工事・2期工事と工期を2期に分けて建築しております。

続きまして、2ページをごらんください。これは、庁舎の南西側、お城のすべり山の東側あたりから見た外観図となっております。中央が第2期工事による部分で、右側、高知城に面する南面につきましては黒っぽいぶし調タイルを採用し、景観にも配慮しております。また、中央より左側奥に見えている建物が現在建築中の第1期棟部分です。さらにその奥に、県警察本部の庁舎が位置することになっております。

続きまして、3ページをお開きください。これは平面の配置図です。北側に高知県警察本部敷地内、右下側が県庁北庁舎になっております。現在、第1期棟を建築しております。建物の中心部分にございます第2期棟のあたりに、現庁舎が位置しておる形になっております。

続きまして、4ページをお開きください。保健衛生総合庁舎の整備計画です。この立面図は各機関が入居する配置図となっており、建物の東側から見たイメージとなっております。

資料の右端には、第1期棟と第2期棟の作業手順をお示ししております。

一番上ですが、左手の既存庁舎の右、方角で言えば、現庁舎の北側にありました機械棟や駐車場の解体と埋蔵文化財発掘調査が終了し、現在この第1期棟を建築中です。第1期棟が完成しますと、既存庁舎から衛生研究所が移転するとともに、その他の機関は一旦別

の場所に仮移転します。その後、既存庁舎棟を解体して埋蔵文化財発掘調査を実施した後、第2期棟を建築し、真ん中の図のように、衛生研究所の一部が最終配置場所に移ります。そして、第1期棟の1階部分の内装を手直ししながら、環境研究センター等が順次入居してまいります。最終イメージは、一番下の形になります。

1 ページにお戻りください。一番下のスケジュールをごらんいただきますと、現在、第1期棟を建築中ですが、工事に先立ち別途行われた埋蔵文化財発掘調査のおくれにより、現地での工事の着手におくれが生じました。また、工事着手後におきましても、コンクリートぐいなどの地中障害が判明し、その除去が必要になったことと、雨水排水工事において適正な排水勾配を確保することができないことなどが判明し、その工法の検討に時間を要したことにより、工事に約2カ月半のおくれが生じております。

この影響により、平成29年1月15日に予定していた第1期棟の引き渡しが平成29年3月31日までおくれる見込みとなった結果、衛生研究所の移転が年度内に行えず4月までおくれる状況となったことから、今回移転に関する費用と移転に合わせて購入する棚や検査機器等の備品の費用につきまして、繰り越しをお願いするものです。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田（英）委員 前からお話をしていますけれども、非常電源は3日分でもいいのかどうか。県立病院は1週間分になっていますよね。それと、こういう施設やったら多くの人が避難してくる可能性もあるんで、飲料水も地面に置く四角いタイプの10トンぐらいのものがあると思いますが、あれもやっぱりできるだけ余裕を持ってやっていただいたほうがいいと思います。これからまだ随分先なんで、こんなところで設計変更がきくやったら、余裕があってもいいのかとも思いますけれども、どうなんですか。

◎中島健康長寿政策課長 南海トラフ地震の対策に係る津波の避難場所につきましては、もともと県庁の北庁舎を想定しておりまして、総合衛生庁舎のほうに避難の方が来られますと、北庁舎に誘導する形で対応するようになっています。

まず、衛生研究所ですので、先ほど委員が言われた水を使った検査に伴うものにつきましては、タンクに随時補給するよう、給水タンクからも補給することで対応できるような構造にしておりますので、その部分については3日間とはいえ、後ほどの対応も可能な形で設計をしています。

◎浜田（英）委員 災害のときはいろんな病気も発生して、菌の検査もやったりしないといかんでしょうし、3日間というのは24時間の3日間ということでしょうけれども、想像以上にたくさんの燃料と飲料水等が要る、検査用の水も要るという思いがしています。

また、北庁舎へ案内するということですけど、北庁舎も狭いですよね。あそこへどれだけ人が来るかわからんですが、お城の上へ上がるのが一番いいのでしょうかけれども、冬の

寒いときは、やっぱり雨露をしのぐところも要るでしょう。

外へ置くタンクなどは増設も意外と簡単にできるでしょうし、そんなスペースをあらかじめどこかに見つけておくことも大事かなと思ったりします。本体の建物はなかなか手を加えられないけれど、外の給油のタンクや水槽のタンクは、入れかえも増設もできるでしょうから、そんなことも考えたらどうかと思います。

◎加藤委員長 ほかにございますか。

(なし)

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈医療政策課〉

◎加藤委員長 次に、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 当課からは、補正予算 1 億 2,232 万 4,000 円の増額の審議をお願いします。

お手元の資料②の補正予算の 12 ページをお願いします。

議案の順に沿って、1 救急医療対策費から御説明します。

まず、休日夜間急患センター設備整備事業費補助金 503 万 2,000 円ですが、こちらは平成 29 年 4 月より、高知市の総合あんしんセンターにある高知市急患センターに新たに眼科診療部門が設置されますので、これに対して必要な医療機器の整備を支援するものです。

現在の眼科の初期救急医療体制は、高知市における在宅当番医制度として日曜・休日に実施されておりますが、高知市以外からも患者が約 4 割近く受診されておまして、県全体としても非常に重要なものとなっております。この在宅当番医制につきましては、高知市に対して運営費の 2 分の 1 の補助を県からしております。

この当番医制につきましては、眼科医の高齢化がわずかながら進んできておりますことや、また、これに参加する医療機関が少なくなっていることも相まって、一部の参加医療機関に負担が偏ってきていることから、体制の維持が困難になってきている課題がありました。

そこで、昨年度までに、県・市と高知県眼科医会の三者で協議を行いまして、これまでの在宅当番医制にかえて、高知市急患センターの中に新たに眼科診療部門を設置して、高知市や周辺市町村からの眼科医が執務しやすい体制に変更することとして、結果として当番医制による医療機関の負担も軽減できることとなりました。

診療日については、現在と同じく、毎週日曜日の午前中の予定で実施する予定です。

これに伴い、急患センターに必要な眼科の医療機器、スリットランプなどの整備を支援する経費を計上させていただくものです。

次に、2 災害医療救護体制整備事業費の救命救急センター施設整備費補助金及び地域災害拠点病院施設整備費補助金について御説明します。こちらにつきましては、議案参考資

料の健康政策部の赤のインデックス、医療政策課の1ページをごらんいただければと思います。

この高知赤十字病院の新病院の移転整備ですが、現在の高知赤十字病院が建物の老朽化・狭隘化、また、南海トラフ地震の際には長期浸水が予測される場所に立地されております。こういった問題を解消するために津波浸水区域外へ移転することとなりましたので、その経費に対して助成をしたいと考えているものです。

今回の新病院整備に伴う機能強化としては、救命救急センター、また災害拠点病院の要件として求められる機能に加えて、県外からの救護組織の活動拠点の機能や総合防災拠点的な機能のように、公益性の高い機能も兼ね備えたものになっております。このことは単に病院としての機能向上だけでなく、県内の災害救急医療対策上大きな効果をもたらすものです。この下の1から3までに記載している機能です。

スケジュールとしては、本年度中に建築工事に着手して、平成31年4月に新病院が開院する予定です。

次のページをお願いします。今回の施設整備費補助金の財源としては、国の補助制度として、医療施設近代化施設整備費補助金、救命救急センター施設整備費補助金、そして地域災害拠点病院施設整備費補助金を活用して、平成30年度まで行うものとしております。

今年度は、上記補助金の国からの内示額に基づき、今議会における補正予算として、救命救急センター及び地域災害拠点病院施設整備費補助金の計231万6,000円を計上させていただきました。今年度については、この真ん中の表にありますように出来高が5%でありますので、少額となっております。

また、国からの内示率が非常に低い状況ですので、国に対しても要望をしまいたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたように、高知赤十字病院の新病院の整備の効果は大変大きく、県として着実に移転整備が実現することを期待しておりますので、今後、県独自の財政支援も検討する必要があると考えております。また、その際には高知市とも協議しながら進めていきたいと考えておりますので、また今後、予算等での協議をお願いすることになろうかと思っております。

続きまして、資料②の議案書の12ページにお戻りいただきまして、3看護の人づくり事業費の実施設設計委託料65万3,000円について御説明します。

こちらは、建築基準法施行令の改正により、天井については、地震等の衝撃によって脱落しないようにしなければならない旨が規定されております。

これを受けた国土交通省告示では、高さが6メートルを超えてかつ面積が200平米を超える、そして質量が1平米当たり2キログラムを超えるつり天井であって、人が日常利用する場所に設置されているものを特定天井と規定して、この特定天井の脱落対策を講じな

ければならないとされております。

一方、文部科学省の通知においては、地域の応急避難場所ともなる学校施設については、より安全性を考慮する必要があることから、高さが6メートル超え、または面積が200平米超えの天井についても、この特定天井に準じて扱うこととされております。

このため、県立施設を対象とした調査を実施することとなり、宿毛市にある高知県立幡多看護専門学校について、昨年度調査を実施した結果、同校の実習室について、高さは5.6メートルで6メートルは超えておりませんが、面積が約220平米で200平米を超えておりまして、文科省の通知に規定する特定天井に準ずる天井に該当すると判断されました。そのため、本つり天井脱落対策工事が必要となったものです。

工事については、1カ月程度確保する必要がありますので、平成29年度の夏休みに実施する予定としております。このため、今年度中に実施設計を行うための予算を今回計上させていただきます。

最後に、4地域医療介護総合確保基金積立金1億1,432万3,000円ですが、この基金につきましては、平成28年度当初予算に計上した事業費よりも国からの内示額が総額としては多かったことから、今回補正予算を計上して積み増しをさせていただくものです。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田（英）委員 日赤の建物のパース図を見ましたが、駐車場の位置が前のパース図と今度の新しいのは違うんですよ。日赤の南側に北消防署ができることを前提にすると、自走式の2階、3階建ての駐車場は、前のパース図にあったように東の隅へひつつけたほうがいいと思います。新しいやつは、消防署と日赤との敷地の間に、ちょうど境を封じるような形、障害物的に自走式の駐車場ができていますよね。

やっぱり、広域の拠点になることを考えた場合は、消防署と日赤の敷地が一体的に使える形にしちよかんと、今の新しい自走式の駐車場が日赤と北消防署の間を塞ぐ形でつくるのはよくないんじゃないかと思っています。

◎山本健康政策部長 委員が見られた配置図は当初の計画のもので、現在の計画は北消防の東側に入って真ん中があくようになっています。

◎浜田（英）委員 それじゃあ僕が言ったのは逆なんだ。

◎山本健康政策部長 今、言われたとおりになっています。

◎土居委員 日赤の新病院整備事業の財源のことですけれど、今回、金額が低いのでそう影響はないかと思うんですけれど、内示率が非常に低いですね。今回は内示率でいうと十数%になっているんですけれど、来年度以降の状況をすごく心配します。来年度以降の見通しと言いますか、今後の影響等をどう考えられておられるのか。

◎川内医療政策課長 医療機関とその施設整備に関する国からの補助金ですが、年々内示

率が下がり、5年ほど前から内示率100%を割る状況となっております。ただ、年によって変動があり、満額近いときもあれば20%台のときもありました。ということで、国からの内示率は、今後低くて25%ぐらいまでは下がることを見込んで、それを前提として、今後の県独自の財政支援を考えております。ただ、今年度については、その25%よりもさらに内示率が下がっている状況ではあります。

議員御指摘のように、来年度、再来年度と工事が本格化して出来高も増えてきますので、国に対して、全国知事会ないしは全国衛生部長会などが例年行っている政策提言・要望を継続的に行い、また、個別にもこの赤十字病院の整備の重要性について厚労省に説明しつつ、できるだけ多い内示を得られるように努力してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 もし、内示率が下がって来なければ、その県の支援の必要性はどういう関係になるんですか。

◎山本健康政策部長 日赤とは当然事前にお話をしていまして、国の内示率が低くなる可能性があることを前提に日赤も考えていただいています。ただ、県としても、国の内示云々が全く関係ないとは言いませんけれど、そもそもこの病院の建設に対しての必要性から、県は補助しようと検討していきます。ただ、そのときに、逆に言うと、当然、過大な支援まではできませんので、国の内示も含めた考え方の整理をしていって、日赤にはきちんと整備移転をしていただける形でやっていきたいと考えています。

◎塚地委員 先ほど課長から御答弁があったように、やっぱり医療機関に対する国の内示率は、全体の医療費抑制傾向と合わさって少なくなっている状況で、それが県や市町村、事業者の負担になること自体はある意味問題です。そこは知事会を通じて意見も上げていくとおっしゃっていましたが、当然、国の医療政策としてちゃんと満額を出しなさいときちんと声を上げていただくことが大事だと思います。そこは議会も必要とあらば言わんといかんことだとも思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

その上で、県として必要性の高い医療機関ということで、ここで支援の必要性を細かく書いてくださっていて、これを金額的にどう見ていくかは、今後、その内示との関係も出てこようかと思いますが、シビアに見ていく必要があるんじゃないかと思っております。

それで、この支援の必要性の中で、救命救急センター機能の拡充がすごく重要なことで、救命救急センター機能や診療機能の強化が、その支援の中身、必要性として出てきています。これは何か具体的に、県としてこういう診療科が必要ですよと言っているのか、機材の話なのか。これはどういう中身なんですか。

◎川内医療政策課長 ちょっと書き方に問題があったかもしれませんが、いずれも救命救急センターの機能に関するものです。この救命救急センターの機能という意味で申し上げますと、一つは場所的にインターチェンジの近くになりますので、患者の受け入れまたはドクターカーなどでの出動に非常に便利になってくることはあります。

それと、この救命救急センターとして、いわゆるNBC災害と呼ばれている放射性物質、また生物・化学災害の患者のための受け入れの除染施設を整備したり、また救急患者はいろんな感染を持っている方もいますので、そういった院内への二次感染を防ぐための専用の診察室の整備といった救命救急センターとしての診療機能もさらに強化をしていただくことを評価して記載しているものです。

◎塚地委員 大事な機能を付加していった充実した病院にしていただくのは、県民にとっても頼りがいのある存在になるんで、ぜひそこは大いに強化していただきたいと思いますが、やっぱり、国としてやっていただくべき基本ラインをきちんと押さえて対応もしていただき、今後その金額によって県の支援がどう変わっていくかは、結構細かく見んといかんと思います。国が出せなくなったんで県が代替する話では、ちょっと納得のいく話にはならないと思います。

◎山本健康政策部長 一番は、この機能の向上はもちろんです。ただ、県として、特に健康政策部として一番重視しているのは、広域の災害拠点病院ですんで、いざ事が起こったときには大車輪の活躍、いわゆる石巻日赤のような活躍をしていただきたいというのがあります。

ただ、現位置にいと浸水地域になり、逆に支援を受けなければいけない病院になってしまいます。これは、プラスマイナスでいうと物すごく大きい。当然、日赤みずからの判断はありますけれど、県として、L2クラスの地震が起こってもしっかり活動ができる機能を強化していただけたところが支援をする一番の理由です。これは国庫の補助制度にはありませんので。

それと、県としては、当然考え方をしっかり整理して、また12月議会、その次なりも含めて御説明させていただきますけれども、まず、県としての必要性はそこにあって、国との役割分担は当然あります。あとは何に基づいて支援するかもしっかり整理をしますんで、少なくとも過大に支援することには当然なりません。ただ、必要な支援はしっかりしていくことでまた整理して、説明させていただきたいと思います。

◎土森委員 今、話があったように、大変重要な医療機関になってくるわけです。当然ここは高知市内に建設されるわけで、ここに高知市とも支援について協議していきたいと書いているけれど、絶対に高知市としての財政的支援を求めていくべきだと思います。その辺はどうですか、協議に入っていますか。

◎山本健康政策部長 高知市とは協議をさせていただいております。高知市としても重要な病院だと当然御理解いただいております。ただ、救急や災害の拠点病院という意味で言いますと、役割分担では県の役割というところがあります。ただ、そこはある上で、高知市としても、日赤の重要性や北消防署とセットになることで、いろんな機能向上が図れることもあります。まだ具体的話はできませんけれど、しっかりと議論していただけると私も

理解しておりますので、前向きに議論していただけると期待しております。

◎土森委員 しっかりやってほしいね。これは交渉じゃなくて協議ですから、そういう意味でも高知市の役割は非常に重要になってくると思います。日赤としても今の見積もりで203億円という相当な投資ですから、当然高知市も財政支援をやるべきだと思いますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

◎山本健康政策部長 しっかり協議させていただきます。

◎浜田（英）委員 県の東部からもごめん・なはり線に乗って、日赤に通院している方はたくさんいらっしゃいます。結局、日赤が北に移転してしまうと、利用者にとっては非常に不便な位置になるんで、そんなことも含めて、電車が高知駅の中央コンコースの下を北側まで通れるようにして、イオンの前までとさでん交通を持っていけという議論も議会で随分やりましたけれども、結局だめでした。そのかわりに、シャトルバスをイオン方面から出る便数をふやすとか、あるいは日赤のシャトルバスを通院患者、入院患者、お見舞いの方も含めて配慮をするとの答弁を確かいただいたと思います。当然、日赤も考えているんでしょうけれども、そのことも日赤に言って、土木部は都市計画道路を早く進める準備はしているんでしょうけれど、同時進行で、そこは県としてもちゃんとやってください。よろしくをお願いします。

◎前田委員 イオンモールとの連携という文言がこちらに入っているんですけども、イオンモール高知とどんな連携をされるのかと、イオンモール自体、構造物としてはL1やL2クラスの地震に対してどうなんでしょうか。その辺は、県として確認がとれているんでしょうか。

◎川内医療政策課長 イオンモール高知との連携ですが、これは日本赤十字社本社とイオン本社が、従前から災害時の連携の協定を締結しているとお伺いしています。例えば物資の供給などが掲げられていると聞いております。イオンモール高知と高知赤十字病院でもこの協定に基づいて、現場レベルでの調整が行われると聞いております。今回、隣接地になりますので、特にそういった災害時の物資の支援などは当然想定されてくると思います。具体的な協議の内容はまだしっかりと伺っていませんけれども、また今後整備が進んでいく中で、日赤を通じていろいろと確認していきたいと思います。

それとイオンモール自体の耐震性云々については、健康政策部としてはまだ十分に把握しておりません。

◎山本健康政策部長 耐震診断してどうだったかは当然承知していませんけれども、少なくとも建った年度から言えば、新耐震基準は満たしておりますので、被害はあっても潰れることはないという判断になっているんだと思います。

それから、浸水については、一部は浸水してもあそこはそんなに深くは来ませんので、少なくとも中にある物資については、提供いただけるんじゃないかと思っています。

◎前田委員 あそこにはたくさんの物資があるわけですので、その物資を提供していただけるのは大変有効なことですけれども、一方で、先ほど御説明にもありましたように、具体的にどれぐらいの被害が想定されるのかも念のために確認した上で、また事を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎加藤委員長 ほかに。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈医事薬務課〉

◎加藤委員長 それでは、次に、医事薬務課の説明を求めます。

◎西森医事薬務課長 第1号議案、平成28年度高知県一般会計補正予算のうち、医事薬務課所管分について説明をさせていただきます。

それでは、議案参考資料のうち、医事薬務課の赤いインデックスがついているページをごらんください。

健康づくり医薬連携推進事業の拡充についてです。1 現状と課題の欄をごらんください。県は、県民が身近で気軽に健康に関する専門的な支援・相談を受けられる場所として、平成28年9月末現在で174の薬局を高知家健康づくり支援薬局に認定しております。④にありますように、支援薬局については県及び市町村の広報紙の活用などにより広報を行っておりますが、平成27年度の県民世論調査では認知度が6.3%という結果であり、支援薬局の取り組みの周知を図っていく必要があります。また、本年9月から高知家健康パスポート事業がスタートしました。

この事業も健康づくり支援薬局の取り組みも健康管理に取り組む人がふえ、壮年期の過剰死亡が改善することを目指して実施するもので、今後は健康パスポート事業との連携を強化し、取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

なお、国も薬局薬剤師が国民の健康づくりにかかわっていくことの重要性を認識しており、⑤にありますように、医薬品医療機器等法の改正により、本年4月からかかりつけ薬局の機能と健康サポート機能をあわせ持つ健康サポート薬局の認定制度が開始されました。

2 平成28年度当初予算にありますように、これまで(1)健康サポート薬局の説明を含む全薬局を対象とした事業説明会の実施など、支援薬局・薬剤師の取り組みの充実、(2)県民が相談しやすい環境づくり、(3)県民への周知などに係る予算を計上し取り組んでまいりました。

3 国委託による予算状況をごらんください。健康づくり医薬連携推進事業は、国の委託事業、患者のための薬局ビジョン推進事業を活用して実施するものです。

薬局ビジョン推進事業は、地域全体のかかりつけ薬局機能の強化や薬局・薬剤師による健康づくりの推進を目的として実施する国のモデル事業ですが、採択される事業の数が限

られていることから、1事業が採択されると仮定し529万9,000円の当初予算を計上しております。

実際には二つの事業が採択されましたので、事業を拡充することとして補正予算案として提出させていただきました。

右側の4、9月補正予算による事業の概要をごらんください。(1)と(2)は、課題となっている県民の認知度の向上と取り組み内容の周知と、高知家健康パスポート事業との連携強化への対応を主な目的とした取り組みです。

下の図にありますように、健康パスポート事業では、官民一体となって県民の健康づくりを支援しますが、その中で、健康づくり支援薬局は薬局の店頭や健康祭りなどにおけるお薬や健康相談を通してアドバイスや受診勧奨を行い、相談者は健康パスポートを申請するためのポイントを取得することができます。

この仕組みを生かして、支援薬局の取り組みを知っていただき、また活用していただくために、(1)の①にありますように、健康相談ができる薬局であることを周知するためののぼり旗などの活用、お薬手帳の活用方法について周知するためのお薬手帳カバーの配布、飲み残し薬に関する相談を促進することを目的とした残薬バッグの配布、こういったことを行いますとともに、②のアウトリーチ型の活動につきましては、保健師や栄養士などの医療関係者と合同で健康相談を行うなど、活動内容を充実させてまいります。

なお、(1)の①には、高知家健康パスポート事業参加薬局でのPRと記載しております。この事業参加薬局は健康づくり支援薬局のことを指しておりますが、健康パスポート事業との連携により取り組むものですので、ここではこの表現とさせていただきました。

(2)では、①とさでん交通、土佐くろしお鉄道への車内広告の掲示により、高齢者など公共交通機関を利用する方に対し、②映画広告の活用により、若い世代を中心とした幅広い層に対し健康づくり支援薬局及び健康パスポート事業の認知度の向上を図ってまいります。

また、(3)事業効果の検証として、来年度以降の取り組みに反映させることを目的に、イベント会場等でアンケートを実施し、その結果を分析いたします。

以上の取り組みに要する補正予算の見積額は529万9,000円です。

私からの説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

続いて、健康政策部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈医療政策課〉

◎加藤委員長 それでは、地域医療構想（案）について、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 報告事項として、地域医療構想（案）について御説明させていただきます。

お手元の委員会資料、報告事項の青のインデックス、健康政策部の1ページをお願いいたします。おめくりいただきまして、地域医療構想の概要が2ページにわたり横組みであります。こちらと地域医療構想（案）の冊子をお配りさせていただいております。随時こちらの本体も参照しながら御説明させていただきます。

この地域医療構想ですが、税と社会保障の一体改革に伴う平成26年の医療法改正によりまして、都道府県が地域医療構想を策定することが義務づけられております。団塊の世代が後期高齢者となる2025年における医療需要を推計し、あるべき医療提供体制の構築を目指すために策定をするものです。順次説明してまいります。

まず、1の基本的事項ですが、この構想の策定の趣旨としては、2025年に団塊の世代が75歳以上となり、人口の3割以上となる超高齢化社会を迎えること、そして各地域の医療・介護のニーズに応じた医療資源の効率的な配置と、医療・介護の連携を通じてより効果的な医療提供体制を構築するもの、このため保健医療計画の一部として、地域医療構想を策定するものと記載しております。

その基本理念としては、日本一の健康長寿県構想における目指す姿、また第6期の保健医療計画の基本理念の考え方等に基づき、このように記載しております。

次に策定体制ですが、本県におきましては、昨年8月に県医療審議会の下に、学識経験者、医療・介護提供者、医療保険者また医療を受ける立場にある方々を委員として地域医療構想策定ワーキンググループを設置して、内容の検討を進めてまいりました。

これまで5回にわたりワーキンググループが開催され、案が取りまとめられております。そして、この案につきまして、9月21日から10月20日までの間、パブリックコメントを実施中です。本日お配りしているものは、そのパブリックコメントに付しているものと同じものです。本議会後、県医療審議会における諮問、答申などの所要の経路を踏まえて、11月をめどに決定、告示をしたいと考えております。

次の2の高知県の現状です。本県は全国に先行して高齢化が進行して、高齢者人口は2020年にピークを迎え、その後は減少していきませんが、高齢化率は少子化の進行によって上昇して、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降は、県民の4割が65歳となると予想されています。

また、2015年時点の本県の病床数は18,359床です。これは、一般・療養・精神など全てを合計したものです。人口10万人当たりでは2,523床余りと、全国平均の1,234床を大きく上回って1位です。療養病床数も当然1位です。

また、この点につきましては、ワーキンググループの議論の中で、病床数が全国一多いことを強調して、削減しなければならないと誘導していることになるのではないかとといった御指摘などがあったことを踏まえ、この下の枠組みでお示ししていますように、高知県は非常に病床が多いが、多くの病床が高齢者を受け入れ、病院の病床が療養や介護ニーズの受け皿としての介護の代替機能を果たしてきた実情があるという背景を記載するとともに、一番下ですが、療養病床数と介護保険施設などの定員数との合算では75歳以上人口当たりで見ると全国第16位で、高齢者の施設系サービス全体では本県におけるベッド数が全国的に見て著しく多いものではなく、そのバランスが課題と記載しております。

これにつきましては、構想案本体の11ページにそのグラフを掲載しております。上段が全病床数を人口で割ったもの、下段が75歳以上人口で療養病床数に介護保険施設また有料老人ホームなどの居住系施設の定員数を足し合わせて割ったものです。これを見ますと、本県としては16番目に位置します。

また、概要に戻っていただきまして、3の構想区域の設定ですが、法定となる構想区域としては、県民の生活圏域や現行の医療連携体制を考慮して、現行の二次医療圏である安芸・中央・高幡・幡多の4医療圏を構想区域と設定することとしています。

一方、この四つの区域のうち中央については、三つの保健所管内に行政区分が分かれていること、また日本一の健康長寿県構想推進協議会など四つの地域単位で会議体が設置されている地域特性を考慮して、こういった既存の協議の場を活用したサブ区域を設定することによって、日常的な医療を中心とした議論や合意形成を進めていくこととしております。

次の、4将来の病床医療需要の推計です。ここでは、下の表に高度急性期から慢性期までの各機能区分の定義について記載しております。

この必要病床数の推計につきましては、これまでの議論でこういった数字がひとり歩きしないようにとの御指摘があったことを踏まえ、この下に推計における留意点として、必要病床数は、医療法に基づく計算方法により一定の仮定を置いて機械的に人口推計等を代入して計算した推計値ですので、将来のあるべき医療提供体制を検討するための方向性であって、病床の削減目標ではないと明記しております。

次の2ページ目をお願いします。医療需要及び必要病床数の推計ですが、国の示す算定式に基づいて、本県の状況等を考慮して調整を行っております。

まず、算定の考え方ですが、高度急性期、急性期、回復期につきましては、本県の2013年におけるレセプトデータを用いて、本県の患者に対して実際に行われた診療に対する診療報酬の点数から割り出した高度急性期などそれぞれの患者数をもとに、2025年の年齢階級別推計人口を使って推計しており、本県における医療提供の実情を一定反映しているものではないかと考えております。

これにつきましては、構想本体の 22 ページに考え方を記載しております。一定の投入された点数で区切って、そこに該当する患者の数を拾ったものです。

続きまして、慢性期の算定の考え方ですが、本体につきましては、次の 23 ページの図をごらんいただければと思います。

これは、本会議でも健康政策部長から答弁させていただきましたが、この慢性期の医療については個別に診療報酬の点数が把握できませんので、療養病床の入院患者から医療区分 1 の患者の 70%は在宅医療で対応する患者とみなして、それを除いた患者数を人口当たりで全国並みに近づける地域格差の縮小という政策目的に沿った推計方法となっております。

こういった推計方法では本県の実情を反映しにくいものとなっていること、まず慢性期医療を入院医療と在宅で明確に区分することは難しい状況もありますので、さまざまな関係者の御意見を踏まえ、算定された慢性期の推計値は在宅移行が最も進んだ場合の最小値として取り扱うこととして、この慢性期の必要病床数は合計では、表で言いますと、必要病床数はその下から三つ目に記載しているように 4,266 床以上と幅を持たせることしております。

なお、必要病床数の区域間の調整ですが、高度急性期については中央部に集中しておりますので、既に報告されている幡多の一部の病床以外は中央区域の必要病床数に集約しております。

また、急性期、回復期、慢性期については、地域医療と密接にかかわる機能ですので、原則として、患者住所地のベースで算定しております。ただ、安芸と高幡区域については中央への患者流出が非常に高いことから、回復期について、この流出入者の一定の割合を中央区域の病床数として算定、すなわち医療機関所在地ベース、患者住所地ベースを足して 2 で割った数を必要病床数としております。

高知県全体としては、右から 2 列目の一番下の段にあるように、高度急性期 840 床から慢性期 4,266 床以上、合計で 1 万 1,252 床以上と推計しております。これらを現在の病床数と比較すると、どの区域においても、回復期以外は現在の病床数より少なくなることが見込まれます。

次に、5 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策につきましては、この表に記載をしている①の病床機能の分化のための施設整備、②在宅医療の充実、③医療従事者の確保・養成などについて取り組むこととしております。

この施策の推進に当たっては、当面、現在入院している患者の療養環境を確保しつつ患者の QOL にふさわしい療養環境を確保することが必要ですので、地域医療介護総合確保基金等を有効に活用して支援を進めていきたいと考えております。

最後に、6 の地域医療構想策定後の推進体制です。

構想区域ごとに地域医療構想調整会議を設置して、医療関係団体、医療保険者、市町村、その他の関係者と地域医療構想の実現に向けて協議していくこととしております。このうち中央区域の調整会議につきましては、先ほど御説明したように、サブ区域に符合する形で四つの部会を設置することとしております。

また、本県の特事情として中央区域への流出入が多数ありますので、今後過剰となる病床機能への転換などが計画される場合の調整の協議は、この四つの調整会議の連合会を設置して、ここで議論していくこととしております。

今後、この地域医療構想を推進していくに当たっては医療機関の自主的な取り組みが基本であり、各医療機関の役割等については、今後この調整会議において相互の協議がなされていくこととなります。

県としては、地域医療構想の達成に向けて、医療機関を初めとした関係者の皆様による区域での自主的な取り組み、また議論が円滑に進むように調整会議への必要な情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した財政支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎野町副委員長 私は、全国的に見て病床数が多いのでぐっすり減らすことについては、特に地域の医療圏についてはなかなか厳しいと平成27年12月議会で質問をさせていただきました。

安芸の医療圏につきましても御配慮もいただいているとの話ですし、目標ではないとのことですので、今後これが関係者の協議によってどのようになるかだと思います。特に、地域包括ケアシステムの構築、いわゆる医療と介護の部分をどう、できるだけ近いところでやっていけるシステムとするかが、この医療構想の実現の中でもすごく大事な部分になってくるんじゃないかと思うんです。

安芸につきましても、まさにその在宅医療や在宅介護についてはかなり弱いのであき総合病院を中心にしていろんな話し合いがされているわけですけど、この在宅医療あるいは在宅介護について、かなり県も尻をたたいていかないと、もうけにならないところをどンドンやっていこうという事業者はなかなかいないと思うんです。

県として、そこをどう支援していこうとお考えになっているのか聞かせていただけたらと思うんですが。

◎川内医療政策課長 地域包括ケアシステムの推進は、この地域医療構想の達成に向けて非常に大きな動力源になると認識しております。この地域包括ケアシステムを構築する単位としては、市町村が大きな役割を果たすこととなります。

県としても、市町村における地域包括ケアシステムの構築、なにかんづく介護保険の中の

事業で進められる在宅医療・介護連携推進事業を平成 29 年度中に各市町村で実施することになっています。ここは地域福祉部と健康政策部が連携して、各福祉保健所単位で管内の市町村との話し合いがどこまで進捗しているか、また県として協力できることはどういうところがあるかの協議を順次進めてきております。

ここで具体の例を紹介すると長くなりますので省略しますが、そういった取り組みを通じて、県として各市町村への技術的支援、また、どうしても医師会など医療関係団体を相手にすることになりますが、市町村はそのあたりの調整などが非常に苦手なところがありますので、そういったところは当課や保健所が間に入って支援を進めてまいりたいと考えております。

◎野町副委員長 日本一の健康長寿県構想の中でも将来にとって大事な部分だと思いますし、それから、あったかふれあいセンターもかなり県が主導的に進めている部分ですので、そこはなかなか在宅だけということにもならないと思います。やっぱり近いところで集まって医療・介護が受けられる仕組みが地域には必要なかと想像しますし、あるいは関係者に聞くと、やっぱり現実的にはそういうところじゃないかとの話をよく聞きます。

私が聞く関係者の話の中では、市町村は余りアイデアを持っていないとのことですので、今やっている県の施策のほうに誘導ができるような市町村への働きかけと言いますか、ぜひ県からも積極的な御支援をお願いしたいと思います。

◎塚地委員 さまざまな実情を踏まえたものにされているとの文面からも努力の跡がうかがえます。それで、例えば推計値で、先ほど慢性期の病床数は「以上」という言葉をつけていますが、全国的に見ても多分広島かどこかもそういう表現をしていて、削減目標ではないんですと、本当に質の高い医療と介護の医療部分をどうするかの構えの部分をしっかり出してくれているのは、計画としても大変意味のあるものだとは思っています。

ただ、やっぱり計画の医療需要の推計と出されてきて、今後さまざまな診療報酬のあり方や制度の変化などの中で、どこに落ちついていくのかが、まだ先が見えない感じがしています。

この間の本会議では、国に言うべきことをちゃんと言うていきますとの御答弁でした。

健康政策部は現場の医療関係者と県民の思いを一番伝えられる部署なんで、その立場でぜひ頑張っていたきたいと思います。本会議でも一応御答弁をいただきましたけれども、この計画については削減目標ではありませんと明言をしていますが、でも、そういう流れになりつつある中で、県は国に対してどのように頑張ってくださいるかをお聞きしておきたいです。

◎川内医療政策課長 現時点で、削減目標ではないと記載をしている県が、本県以外にも数県あると聞いております。それぞれの県でいろんな実情があると思います。これは厚労省も言っておりますけれども、あくまで 2025 年において全国標準から見たら高知県はどう

なのかという推計値ですので、実際に病床機能の分化がどれだけ進んでいくかは、今後の動きをつぶさに見ていきながら、また県としても各医療機関からの御相談に応じながら、県としてアドバイスできるものはしていくことになります。

ただ、目前に迫っているのは、平成 29 年度末の介護療養病床などの制度廃止です。このことによって、一定数の病院としての病床が介護施設などへ転換していくことになりますので。そのことによって、一定病床数が動いていく現実がありますので、その動きの中で、これまでも本会議等で知事や部長が答弁したように、行き場のない患者を出さないよう、そして医療機関が現在の施設を活用しながらうまく転換していけるよう、さじかげんは非常に難しいですけれども、そういった課題に対応していきたいと思えますし、そういった転換が円滑に進むよう、やはり県としては、国にさまざまな提言、要望などをしていかななくてはならないと考えています。厚生労働省としては、無理やり病床を削減する姿勢ではないと思えますので、随時、地域医療構想の進捗状況について厚労省の担当者とも協議しながら、高知県の実情をよく理解していただく活動を継続していきたいと思えます。

◎塚地委員 国は、介護保険制度も要介護 2 まで外すという問題も起こっていますし、医療と介護の部分で、介護離職ゼロという名前とはどうもやっていることが違う方向性も見えていますので、ぜひ現場からの声をしっかり届けていただくことで頑張っていただきたいと思えますので、そこはよろしくをお願いします。

◎浜田（英）委員 難しい問題ですけれども、僕は 2 人の両親をみとりましたが、病院の当たり外れが余りにも大きいので、医局と看護師と薬局の連携が全然とれていなくてヒヤリハットも共有できんような病院に対しては、医師会がどこまできちんとできるか、やっぱり県が指導もしてやらなければいかんのではないかと、厳しいことも言わないかと思えます。

◎川内医療政策課長 医療機関の指導につきましては、医療法に基づく立ち入り権限等がありますので、そういった医療安全対策がしっかりとできていない医療機関に対しては厳しく指導していきたいと思えます。このあたりは高知市とも連携しながら進めていきたいと思えます。

◎浜田（英）委員 しっかりをお願いします。

◎加藤委員長 以上で、医療政策課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

それでは暫時休憩として、再開は午後 1 時といたします。

（昼食等のため休憩 12 時 7 分～13 時 0 分）

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

御報告いたします。梶原委員から所用のため少しおくれる旨の連絡がっております。

《地域福祉部》

◎加藤委員長 それでは、地域福祉部について行います。

最初に、議案について、地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田地域福祉部長 それでは、総括の御説明をさせていただきます。地域福祉部が提出している議案は、一般会計補正予算と条例議案1件の2件です。

資料②の議案説明書をお願いします。その15ページ、地域福祉部の総括表です。

今回の補正予算では、福祉・介護職員の定着を図るために、職員の身体的な負担を軽減することができる福祉機器を導入する際の費用を助成するための経費や、企業等における結婚支援の取り組みを進めるため、企業内での結婚支援サポーターの活動を支援するコーディネート配置に要する経費などをお願いしており、総額で2,133万7,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、条例議案ですが、資料③、条例その他議案をお願いします。表紙をめくっていただいて、目録のほうで説明させていただきます。

当部所管の条例議案は、第6号議案、高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案で、本年12月に予定している民生委員の一斉改選を機に、より効果的な民生委員活動を行うことが可能となるよう、市町村の意向も踏まえながら、必要な定数の見直しを行うものです。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明します。

また、報告事項の後につけている審議会の状況について、少し説明させていただきます。赤ラベルの審議会等と書かれているところをごらんいただけますでしょうか。

平成28年6月定例会開催以降、昨日までに開催された審議会につきましては、右端に平成28年10月と記載しています。主なものを御説明します。

1ページ目の中ほどにある高知県児童福祉審議会につきましては8月31日に開催し、審議会の運営にかかわる規定の一部改正などを審議していただくとともに、児童福祉に係る平成28年度の重点的な取り組みなどについて御報告しました。

次のページをお願いします。一番上、高知県子どもの環境づくり推進委員会につきましては、6月18日と9月3日に開催して、子どもの環境づくり推進計画に基づく県の取り組みなどを説明させていただきました。それぞれの審議会を構成する委員の名簿は、資料後ろのほうに添付しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上です。それぞれ担当課長から順次御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、引き続きまして所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎加藤委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎神田地域福祉政策課長 当課からは、補正予算議案1件と条例議案1件をお願いしております。

まず、補正予算議案について御説明します。お手元の資料②、平成28年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の16ページをお願いします。介護福祉機器等導入支援事業費補助金として、約740万円を追加計上しているものです。

この事業は、福祉・介護職場からの離職理由として腰痛、それから働く上での不安要因としても身体的な負担が大きいことが挙げられることが多い実態を踏まえ、働きやすい職場づくりを推進するため、身体的な負担を軽減するのに有効な福祉機器等の導入経費を補助する事業です。

当初予算にも900万円を計上していますが、説明会なども開催し福祉機器の導入活用に向けた啓発を行ってきた結果、当初の想定を大幅に上回る数の事業者から申請要望があったことから、こうした要望に応え働きやすい職場づくりを支援するため、増額補正をお願いするものです。

次に、条例議案について御説明します。資料④、平成28年9月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の1ページ中段、高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案説明です。

詳細につきましては、別に資料を用意していますので、そちらで御説明させていただきます。地域福祉政策課のインデックスが張ってあるページをごらんください。

本条例は、市町村の区域ごとに定めた民生委員の定数を改めようとするものです。各市町村の民生委員の定数は、民生委員法の規定に基づき県の条例で定められていますけれども、この定数について、本年12月に民生委員の一斉改選も予定されていることから、地域の実情等を考慮し、より効果的な民生委員活動を行うことが可能となるよう、必要な見直しを行うものです。

具体的な市町村別の定数等の状況は、裏面のページをごらんいただきたいと思います。上の表の真ん中あたり、新旧定数の増減の項目に数字が入っている市町村が、本条例により定数に変更となる市町村です。

まず、定数減となる市町村ですけれども、室戸市、東洋町及び中土佐町の区域担当の民生委員について、地区の人口減などの事情を背景として、市町村と民生委員児童委員協議会との協議により、地域の見守りの力を低下させることなく区割りの統合・再編が可能であると結論に至ったことから、減としているものです。

また、中土佐町の主任児童委員については、小学校区ごとに配置していたところ、小学校が休校になったことを受け減員しているものです。

定数増となる市町村は、四万十市及び黒潮町の区域担当の民生委員について、地域の人口増などの状況を踏まえ、民生委員の負担を軽減する観点から地区を分割する等の区割りの見直しを行うため、増となるものです。

また、大豊町については、過去に定数を減らして地区を統合することを検討していたものの、広い地域に集落が点在しているといった特有の状況もあったことから結局うまく統合できず、今回その部分の定数を戻すこととしたものです。

主任児童委員については、いの町枝川地区で子供の数が多くなっている状況を踏まえて、増員しているものです。

県においては、市町村との協議・検討の結果、こうした事情を確認して、見直し内容は適切であると考えていることから、今回の内容での条例改正をお願いするものです。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎中内委員 直接のかかわりはないでしょうけれど、今は民生委員になる人がなかなかいないのが実情で、土佐市などでもそうです。それに、今は会計監査の問題が複雑に出てきています。ずぶの素人が評議員になったり、仲間に推薦されて理事に出る。そうしたら、そういう議案が出てもよう審議できないのが土佐市の実例でして、大きな穴があいています。これは執行部もまだ手をつけられていないのが実情ですけど、そういうことはどのように認識されていますか。

◎門田地域福祉部長 民生委員の方が例えば市町村社協の評議員になられていて、今回の社会福祉法の改正で評議員の役割が大きくなったというようなことだと思いますけれども、土佐市の社協についても、6月補正でお願いしていた社会福祉法人への労務改善等の調査・指導の事業もありますので、そうしたところで、社協は評議員にも会計のことなどもしっかり説明ができるような体制をとっていただくことは考えております。

また、委員がおっしゃるように、民生委員自体の負担もなかなか重たくておりますので、民生委員が全部を抱え込むことのないよう、例えば市町村社会福祉協議会などが行っている生活困窮者の相談などにきちんとつないでいただくことを、民生委員にはお願いしていきたいと思っております。

◎中内委員 口ではそのように言うけれど、今は、県の立場ではそこをきつく指導もできないわけでしょう。だから、実務になったらようせんと思っておりますけれど。

だから、難しい表現になるかもしれないけれども、市町村がそういったことをちゃんとできていない者を任命することにもやっぱり問題があるんです。ちょっと手をつけられない状況になっていると思っておりますけれど、それは土佐市だけじゃなく、ほかの市町村もそういう状況がいっぱいあると思えます。

一つのことを解決するのに春から秋までかかる事例もありますので、特に気にかけて勇

み足をしてもいいと思うから、その辺の対策をよろしくお願いします。

◎塚地委員 福祉・介護人材確保事業費の機器の導入の事業ですけれど、離職率を下げ、労働環境をよくする大事な事業です。それで、今まで何事業所に予算化されて、今回新たに何事業所に補助金が出されるのかを教えてもらえないでしょうか。

◎神田地域福祉政策課長 今回に関しては、補正予算をお認めいただいた場合には、28 法人 34 事業所に交付するのようにしたいと考えています。また、これまで2カ年やっているんですけども、33 事業所に対して交付しています。

◎塚地委員 その33 事業所と今回の34 事業所は、延べと実数のどちらですか。

◎神田地域福祉政策課長 延べです。

◎塚地委員 事業所の規模によってなかなか導入ができない問題もあったりするんで、そこをどうフォローしていただけるかが一つと、今後、この事業の継続状況がどうなっていくのか、来年度もこの予算は引き続きあるのかを教えてもらえませんか。

◎神田地域福祉政策課長 この福祉機器自体はそれほど高額なものではないので、基本的に事業所が余り大きくないと導入できない類いのものではないと理解しています。今後の状況ですけれども、やはり今回補正をお願いしているように、介護負担、事業者の負担を軽減することについては、非常に必要性も認識されてきていますので、まだ当然庁内で検討中の状況ではありますけれども、担当課のレベルではできれば来年度以降も継続したいと考えています。

◎塚地委員 事業の効果がだんだん見えてきて、補助を希望する箇所数もふえてくると思うんで、やっぱりその効果がある意味検証して、予算を来年度もぜひ確保できるように頑張ってくださいと思います。今、課としては要望しているとのお話があったんで、ぜひそういう方向できちんと現場から聞き取りもして、要望にふさわしい予算化をお願いしておきたいと思います。

◎加藤委員長 ほかに。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈少子対策課〉

◎加藤委員長 それでは、次に、少子対策課の説明を求めます。

◎猪野少子対策課長 それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

資料②の議案説明書(補正予算)の17ページをお願いします。

まず、歳入ですが、9 国庫支出金の13 少子対策費補助金1,247 万8,000 円は、国の地域少子化対策重点推進交付金を追加して、補正する事業に充当するものです。

次に、18 ページをお願いします。歳出ですが、説明欄の1 少子化対策県民運動推進事業費の292 万4,000 円のほか、2 出会い・結婚支援事業費の結婚支援サポーター等応援事業

委託料 735 万 4,000 円とインターネットホームページ再構築委託料 366 万 2,000 円を計上しております。これらを合わせた補正額は 1,394 万円となっております。

詳細については、議案参考資料をごらんいただきたいと思います。赤ラベルの少子対策課をお開きいただければと思います。

まず、1 少子化対策県民運動推進事業費についてですが、資料の下に掲載している高知家の出会い・結婚・子育て応援団の取り組み促進という表題の部分をごらんください。

こちらの現状と課題の欄ですが、県や市町村など地方公共団体のほか、県内の経済団体や企業などと少子化対策に協働して取り組み県民運動へと展開するため、ことし3月に創設された高知家の出会い・結婚・子育て応援団について、8月末時点で140の企業を訪問するなど応援団への加入を呼びかけさせていただき、平成31年度の目標数値180団体を超える201団体に登録をいただいています。なお、9月末時点では209団体となっています。

こういった目標数値を超える209団体とはいえ、少子化対策を県民運動へと展開していくためには、応援団の数をまだまだふやしていくことが必要だと考えており、企業訪問を引き続き積極的に行っていくこととしております。

こうした応援団への加入に向けた企業訪問をする中で、応援団として活動していることを周知できるものがあれば企業としてPRになるといった御意見をいただきました。企業や団体が応援団に加入し、出会い・結婚・子育てを支援する取り組みを進めていることをその内外で広くPRできれば、企業や団体内の従業員はもちろん、応援団企業を訪れる取引先の企業などに応援団の取り組みについての認知が図られるなど、応援団の取り組みの充実と応援団数のさらなる増が期待できるものと考えております。

このため、右側の事業内容の欄ですが、応援団をPRするための表札や卓上立て札、卓上ミニのぼり旗、名刺などに張る応援団シールを作成し配布したいと考えております。

次に、2 出会い・結婚支援事業費についてですが、資料の上段の部分になります。結婚支援サポーター等応援事業という表題の部分をごらんください。

まず現状欄ですが、先ほど御説明しました応援団への加入促進に向けて行ってきた企業訪問などにおいて、結婚支援はセクハラ等と受けとめられる可能性があるため取り組みづらいたの御意見をいただく一方で、企業等間で交流できる場があるとよいといった声もいただいております。

また、その下になりますが、当課では出会いのきっかけ応援事業費補助金という補助制度を設け、応援団に登録をしている市町村や民間非営利団体などが開催する地域の独身者に向けた交流会のほか、複数の企業等が自社の独身従業員向けに開催する交流会に係る経費に対して補助をしております。しかし、複数の企業等による自社の独身従業員向けの交流会への補助金については、平成19年度から平成27年度で4件と、ほとんど活用されていない状況です。

このため、課題欄をごらんいただきたいのですが、企業等による独身従業員への結婚支援の取り組みを進めるため企業等への意識啓発が必要であり、また企業等間でスムーズに交流できる仕組みも必要であると考えております。

こうした課題への対応として、次の事業内容の欄をごらんください。

まず、一つ目で、結婚支援の意識啓発、ハラスメント研修の実施になります。先ほどの現状欄で御説明したように、企業は結婚支援はセクハラやパワハラと受けとめられる可能性があるとの考えから、企業内での独身従業員への結婚支援は困難である、あるいはどういった活動をしたらいいのかわからないという状況にあります。

このため、結婚は各個人の自由であることを前提とした上で、企業内での結婚支援に安心して取り組んでいただけるよう、応援団に登録している企業・団体内に配置していただいている結婚支援サポーターなどに対し、結婚支援に関する意識啓発やハラスメント研修を実施したいと考えております。なお、本年度中に、県中部で3回、東部・西部で各1回開催をしたいと考えております。

次に、二つ目の企業等間コーディネーターの配置になります。企業等間コーディネーターは、独身従業員への結婚支援を行う結婚支援サポーターを企業等内に設けていただくよう応援団などに働きかけを行うほか、結婚支援サポーター等が結婚を希望する独身従業員に対して個別支援を行う上で必要なノウハウや心構えを助言したり、企業等間での出会いのイベントを実施していただけるよう、企業等間の調整や会場の確保、イベント実施計画の作成支援など、結婚支援サポーター等を支援するために配置するものです。

こうした企業等にとって、結婚支援に取り組むやすい環境整えた上で、さらに企業等による結婚支援の取り組みを加速化していくために、三つ目ですが、高知で恋しよ！！応援サイトの再構築と、四つ目、結婚応援PR動画の作成を行いたいと考えております。応援サイトの再構築は、応援団に加入している企業や団体の中で出会いのイベントをスムーズに開催できるようにするため、企業等間のイベントシステムを導入するものです。

資料の図をごらんいただけますでしょうか。ここには記載していませんが、まず応援団に加入した企業等間で交流会を開催してみたい、あるいは参加してみたいといった応援団に、あらかじめシステムを通じて企業団体情報を登録していただき、応援団専用サイトにその情報を掲載します。

応援団専用サイトで企業団体情報をごらんになった、例えば応援団Aの結婚支援サポーターの方が、応援団Bとイベントを開催してみたいとなった場合、イベント希望申し込みを企業等間コーディネーターにメールなどによって連絡します。

次、(2)になりますが、企業等間コーディネーターが応援団A・応援団B、会場となる応援団Cと調整を行いまして、イベント実施計画案を作成するなど、各応援団の結婚支援サポーターを支援してまいります。

次、(3)になりますが、各応援団間で調整が整えば、会場となる応援団Cから応援団Aと応援団Bの独身従業員に対して、イベントの参加募集のお知らせメール等が送られます。加えて、応援団A及びBのサポーターからもそれぞれ独身従業員にイベント参加募集の案内が届くことになっています。

そして(4)で、イベントに参加したい独身従業員が、会場となる応援団Cに参加の申し込みをすることになります。その後、交流会を開催します。

そういう流れになっており、なお、交流会については、希望に応じてイベント参加者へ助言、後押しを行うカップルサポーターも派遣することとしております。

これが基本的なイベントシステムの流れとなっております。

なお、この企業等間イベントシステムの導入は来年の1月を予定しており、本年度中に2回ほど企業等間のイベントが開催できればと考えております。

次に、4の結婚応援PR動画の作成についてですが、これは、結婚支援サポーターが独身従業員にイベントへの参加を促すための活動ツールとして活用いただくように考えております。また、こちらの動画を作成して、県のホームページにも掲載して、県の結婚支援事業の取り組みを幅広く盛り込み、一般の独身の方にも結婚支援事業に参加していただけるように促してまいりたいと考えております。

これらの取り組みを通じて、より早くより多くの独身者の結婚の希望をかなえてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎中内委員 そのコーディネーターは、どのようにしてその人を選んで委託するんですか。

◎猪野少子対策課長 コーディネーターですが、既に出会いサポートセンターを法人会連合会に委託しておりシステムに非常に精通している者がいますので、そちらにお願いしたいと考えております。

◎中内委員 そこは確かなところかね。

◎猪野少子対策課長 システム自体には習熟しているんですが、しっかりとした企業との連携も非常に重要になってまいりますので、12月から雇用して研修も含めて、そのノウハウといったものを身につけていただくようにやっていきたいと考えております。

◎中内委員 厳しい言葉かもわかりませんが、これは絵に描いたもんだけだろうと思うがです。これは本腰を入れたものだとは思いますが、今までにもこういう事例があってやったけれどなかなかうまくいかず、今回も絵に描いた餅で終わるのではないかと心配しています。それだけにあなたたちの力が大きなものを占めるかもわかりません。それで、現在、何組が結婚されたんですか。

◎猪野少子対策課長 これまで県が主催したイベントで23組、応援団が行ったイベントで

23組、それから今回のマッチングで1組出ております。それと婚活サポーターで58組の合わせて105組が現在の数字です。

◎中内委員 これはしんどい仕事かもわかりませんが、力を入れて、魂を入れてやってください。お願いします。

◎浜田（英）委員 県庁内には、この応援のサポーターはいらっしゃるんですか。

◎猪野少子対策課長 高知県の結婚支援サポーターは、職員厚生課長が務めています。

◎浜田（英）委員 隗より始めよと言うたけれども、県庁は3年ぐらい前は3,333人で今は3,300人体制を維持している中で、独身の女性や男性が一体どれぐらいおるか。高知県の最大の企業ですので、ここで婚活サポーターが頑張ったら相当なカップルが生まれるんじゃないかといつも期待しているんですけれども、何かうまくいっていないような気がします。

なぜかと言うと、みんながあまりに忙しすぎる。とにかく県庁マンは働き過ぎる。特に産業振興計画等が始まって、計画担当になったら夜中まで仕事をして、これで結婚したら子供もつukれないし家庭が崩壊することがわかっているから結婚しない。もうちょっと県庁の職員同士でワークシェアリングをして働きやすい環境をつくってやらんと、県庁の中の婚活運動がうまくいかんと思う。

だから、まずは隗より始め。外向きも大事だけれど、内向きもひとつ頑張ってみてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎猪野少子対策課長 今回の企業間イベントシステムですけれども、職員厚生課長からしっかり企業登録していただけるとお話をいただいております。それと、既に応援団の活動として、いわゆるマッチングや県の主催のイベントについても、職員厚生課内の共済か何かで職員に配るものでお知らせしていただいたりもしております。

委員が先ほどおっしゃったように、根幹はワーク・ライフ・バランスにもなるかとは思いますが、このシステムを使って、ぜひ結婚を望む県職員の希望もかなえられるようにしていきたいと思います。

◎浜田（英）委員 私も何人もの県職員から苦悩を聞かされていますし、実際に家庭が崩壊寸前になった職員もおるし、母親があまり子供を見られないので不登校になってしまった例もあるし、結構そういったことが多いです。だから、もうちょっと県職員がうまく働けるようにしてやらないといかんと思いますので、よろしくお願いします。

◎土森委員 企業間の交流は非常にいいと思うし、やるべきです。県職員は仕事をしすぎると言いましたが、仕事はせないかん。その上で、ちゃんと出会うきっかけをつくってやったらえいと思います。今、浜田委員も言われたように、県庁内にここの絵に描かれているものをつくったらいいと思います。それと教育委員会や警察、そして高知市と県職員の交流など、とにかくありとあらゆる手を使ってやれることは全部やって、それで結婚し

てもらわんと少子化対策にもならない。結婚がどれだけいいものか、家庭を持つことがどれだけ楽しいのかを婚活サポーターや県が指導していかないと、それこそ絵に描いた餅という言葉が出たけれど、それじゃいかんわけで。真剣に取り組まんと大変なことになってくと思う。これは高知県だけの問題じゃないけれど、そういう考え方を持っていないですか。

◎猪野少子対策課長 まず、県庁自体のことですけれども、実は他県では、例えば職員の互助会が主催で県の職員と教員あるいは一般の方と合わせて交流会をやったりもしている実例がありますので、そういったものを機会あるごとに職員厚生課に情報を入れて、できるだけ県職員も参加できるものを催してほしいとお話はしているところです。

◎土森委員 職員厚生課が中心になってやるということですが、それだけでいいのかということ。もっと幅を広げて、それぞれの担当課で相談窓口みたいなものをつくって、そこには婚活サポーターみたいな人が要るかもわからんけれど、そういうことをやったほうがいいのか。お金を使った割には成婚率が低い。今、説明があったように、婚活サポーターのお世話が一番成婚確率が高いわけで、こういう人たちをどれだけふやしていくのか。昔はお世話やきおばさんがいて、見合い写真を持ってきたりいろいろしましたけれど、今はそういう人がおらんですから、サポーターをふやすことやろうね。庁内でも各課でそういう窓口をつくってみませんか。

◎門田地域福祉部長 御提案いただきましたので、総務部とも話をさせていただきたいと思います。各課まではなかなか難しいかもしれませんが、もし婚活サポーターが県庁の職員向けにも配置することがありましたら、PRしていくことも少し考えたいと思います。

◎土森委員 これは難しいようでやり方によっては簡単だと思います。世話をする人をつくったらえいわけやけれど、なかなかそういう人が少ないところに問題がある。企業間というのは非常にいい計画だと思いますし、これを何とか行政間同士、自治体同士の交流を始めたほうがいいのかと思います。民間の企業、会社に勤めるよりも公務員のほうが待遇はいいと思いますし、頭のいい人が集まっています。そういうことをよく考えて対応していくほうがいいのかと思います。とにかくやってみてください。

◎塚地委員 この事業を始めるとき、始まって以降もいろいろな懸念がありました。最初にこういう婚活事業を始めるときの狙いは、結婚したくてもできない、結婚を希望している人たちに出会いの場をつくることを基本として行政も絡んだ形で始まったと思うんです。

資料の現状のところにある、企業の中で結婚支援はセクハラ等と受けとめられる可能性があるため取り組みづらいというのは、物すごく自然な企業の方の感想だと思うんです。それぞれの生き方で結婚しない人もLGBTの方もいる。極めて個人の人生と個人の価値感によるところなんで、そこがどれだけ尊重されるかというはすごく大事なことだと思う

んです。だから、その方の希望が基本にならないといけないですけど、企業はどうしても管理と被管理という仕事上の身分の問題も出てきます。そうすると、言われたので行かんといかんとか、言われたのでやらんといかんとか、結婚していないことで職場の中で肩身が狭くなる雰囲気が出てくると、それは当然大きな問題になります。だから、その行き過ぎは、大変問題になってくると思います。

ここでセクハラ等と受けとめられる可能性があるとして、ハラスメントの研修を実施することになっていて、そこは重要なポイントの一つだとも思います。そこが行き過ぎた形にならないようにしていかなければいけないと思っているので、取り組みの決意なりを伺わせていただきたいのと、浜田委員がおっしゃったとおりで、もっといろんなことに余裕がないといかんと思います。だから、働き方の問題を見直すのは基本ラインになるし、非正規雇用を正規化する問題もあります。今、結婚したくないと思ったり子供がなかなかつけれないと思ったりする環境をどうするかの方が、むしろ重点問題にならないといけないんで、なぜ結婚できないかをきちんと整理して、解決する方向をつくるようにしていかなければいけないと思うんです。

私たちのところに来る相談の中には、妊娠したことを言ったときにすごく嫌な顔をされたというマタハラなどいろんな企業でまだまだあります。そういう実態をさておいて、結婚してください、少子化対策ですというのは、やっぱりいかなものかだと思います。その部分は、特にその人がずっといる上下関係のある企業、職場の中で、そのことを強く打ち出しすぎるのは、やっぱり控えるべきことじゃないかと思います。そのあたりについてはどのように考えているのか。

◎猪野少子対策課長 まずハラスメント研修については、当然各個人の自由が前提にありますので、そういったことも踏まえて意識啓発とハラスメント研修をしっかりやっていきたいと考えております。あくまでも、この事業についても結婚を希望する方を対象にやっていくことになりますので、当然それ以外の結婚をしたくない方に過度に行ってこいという話にはならないように、しっかりと確認しながらやっていきたいと思います。

◎塚地委員 むしろ応援団になられている企業には、例えば、イクボスもつくっていますけれど、育児休業がきちんと取得できるとか、結婚できる賃金体系なのかとか、有給がちゃんととれているのかとかいう実態で応援することに力を入れてもらう方向が基本だと思うんで、過度なあおり方はやっぱり控えるべきだと思います。そこはハラスメントの研修でも、きちんとしていただくことはお願いしておきます。

◎加藤委員長 ほかに。

(なし)

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

《文化生活部》

◎加藤委員長 それでは、次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について、文化生活部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは、9月議会への提出議案について説明させていただきます。

文化生活部からは、平成28年度一般会計補正予算議案1件と条例その他議案1件を提出しております。

まず、お手元の資料②の議案説明書（補正予算）の19ページをお開きいただきたいと思っています。文化生活部の補正予算の総括表です。

まず、文化推進課においては、来年3月に開幕する志国高知幕末維新博に向けた県立文化施設等の磨き上げの経費として4,209万1,000円。また、情報政策課において、マイナンバー制度に関して、国や地方自治体間で情報連携を行うため、その運用テストに必要な仕様書等の作成に係る経費として568万1,000円。部全体では4,777万2,000円の増額補正をお願いしています。

次に、同じ資料の22ページをごらんください。債務負担行為です。

先ほど御説明した幕末維新博に向けた県立文化施設等の磨き上げの中で、地域会場である歴史民俗資料館に望みやぐらを設営する費用を計上しておりますが、そのやぐらを幕末維新博の期間の2年間活用するための費用として903万3,000円計上しております。また、文化施設において、つり天井の脱落対策を要する施設のうち、美術館の実施設業務を委託するために必要な経費として1,116万9,000円計上して、合計2件の追加をお願いしております。

続きまして、23ページをごらんください。コンテンツ企業の立地を促進し、若者の雇用創出及び県内定着を図るため、立地に伴う初期投資等に対して交付している補助金について、企業の立地に進展があったことから、平成31年度末までの債務負担行為の限度額、これは1,525万5,000円から7,791万5,000円の増額をお願いしております。

次に、資料③、条例その他議案をごらんください。表紙をおめくりいただきますと、最初に議案目録があります。このうち、文化生活部は第12号議案が該当しております。この第12号議案は、坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事の請負契約の締結について、議決を求めるものです。

続きまして、報告事項が1件あります。文化生活部の資料（報告事項）の赤のインデックス、県民生活・男女共同参画課ですが、イラストレーションの無断使用に係る損害賠償の額の決定に関する専決処分報告についてです。

県民生活・男女共同参画課が、使用許諾を必要とするイラストレーションを無断で使用し著作権を侵害したため、相手方にお支払いする損害賠償の額の決定に関する専決処分を

行いましたので、その概要を御報告するものです。

なお、議案、報告事項の詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明させていただきます。

最後に、文化生活部が所管する審議会の開催等について御報告します。同じ議案参考資料の赤のインデックス、審議会等をごらんください。平成 28 年度各種審議会の開催についてです。

2 のこうち男女共同参画会議につきまして、7 月 13 日に第 1 回、9 月 2 日に第 2 回を開催しました。主な審議項目などを資料に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。なお、委員の名簿を資料の後ろにつけておりますので、御参照いただければと存じます。このほかの審議会等の開催状況につきましても、随時御報告させていただきます。

私からは以上です。どうぞよろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、続きまして、所管課の説明を求めます。

〈文化推進課〉

◎加藤委員長 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎三木文化推進課長 当課からは、平成 28 年度補正予算議案及び工事請負契約議案について御説明します。

まず、補正予算議案の説明をさせていただきます。資料②、議案説明書（補正予算）の 21 ページをお開きください。

当課の補正予算の項目としては、文化施設管理運営費で 3,967 万 6,000 円。高知城歴史博物館整備事業費で 241 万 5,000 円の増額があります。

次に、22 ページをお開きください。債務負担行為として、櫓設営委託料で 903 万 3,000 円、美術館改修設計委託料で 1,116 万 9,000 円の追加があります。

補正予算については、別途資料で説明させていただきます。お手元の議案参考資料の赤いインデックスの文化推進課の 1 ページをごらんください。

来年 3 月に開幕する志国高知幕末維新博に向け、メイン会場である高知城歴史博物館、地域会場である歴史民俗資料館、美術館、文学館、これら文化施設の魅力をそれぞれ磨き上げ、県外観光客や外国人観光客の受け入れ促進を図ることとしております。

まず、左上の囲み、高知城歴史博物館においては、山内家資料の魅力を全国に向けて周知・広報するための特別番組の制作を委託し、これを放送するとともに、その特別番組を動画配信用に再編集する費用として 682 万 9,000 円を計上しております。

次に、右上の囲み、歴史民俗資料館においては、長宗我部元親の居城があった国史跡岡豊城跡の詰、いわゆる本丸に仮設の望みやぐらを設置することとし、本年度はやぐらの製作・設置に要する費用 1,604 万 2,000 円を計上しております。また、このやぐらは博覧会

の期間を通して活用することから、2年分の債務負担行為として903万3,000円を計上しております。

この債務負担行為の内訳としては、平成29年度は管理に要する経費として403万2,000円、平成30年度は管理及び撤去に要する経費として500万1,000円です。歴史民俗資料館では博覧会期間中、このやぐらを新たな名所として解説員の案内による史跡めぐりを行うとともに、幕末維新时期に関する多彩な企画展も開催することとしております。

次に、その下の薄茶色の囲みをごらんください。地域会場である歴史民俗資料館、美術館、文学館においては、外国からの観光客のために館の案内リーフレットを整備することとして360万2,000円を計上しております。対応する言語は、英語、中国語の簡体字と繁体字、韓国語、タイ語の5言語としております。

次に、この資料の左の囲み、美術館においては、所蔵品である絵金屏風絵の修復に要する経費として281万3,000円を計上しております。美術館では、来春に開催する企画展でこの屏風絵を公開することとしております。

続きまして、真ん中の囲み、文学館においては、文学者、文学等と歴史上の人物とのかかわりを通じて、幕末維新时期を生きた土佐人を紹介する散策コースマップの作成経費97万2,000円を計上しております。

なお、歴史民俗資料館、美術館、文学館に関する業務については、指定管理者である公益財団法人高知県文化財団への委託により実施することとしております。

次に、左下の囲み、県内文化施設連携をごらんください。幕末維新时期に多くの偉人を輩出した高知の歴史、文化を紹介する冊子を作成する経費として、941万8,000円を計上しております。

具体的には、幕末にかかわる県内各地の史跡等を紹介する冊子、幕末維新の土佐探訪図会の改訂版を作成するとともに、新たに幕末維新に活躍した土佐の人物にスポットを当てた冊子を作成することとしております。この両冊子の作成は、県内文化施設で組織している明治維新150年高知県ミュージアム連絡協議会への委託を予定しております。

最後に、右下の高知城歴史博物館整備事業費は、国道の主要な分岐点に博物館への案内標識を設置する経費として241万5,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為の美術館改修設計委託料について説明させていただきます。参考資料の2ページをお開きください。

まず、県立文化施設つり天井脱落対策についての事業概要をごらんいただきたいと思います。こちらは、平成23年に東日本大震災では体育館、音楽ホール等の多数の建築物の天井が脱落する被害が生じております。これらの被害を踏まえて、平成25年に建築基準法施行令が改正され、脱落によって重大な危害を生ずる恐れのある天井について、脱落対策に関する基準が新たに定められました。この建築基準法上の対象となる天井は、高さが6メ

ートルを超え、かつ面積が 200 平米を超えるつり天井ですが、県ではさらに厳しい文部科学省の通知で定める高さが 6 メートルを超えるつり天井、または面積が 200 平米を超えるつり天井のいずれかに該当する天井について対策を講ずることとしております。

これまで県立文化施設のうち、改修を予定している坂本龍馬記念館と該当する天井のない高知城歴史博物館を除く美術館、歴史民俗資料館、文学館、県民文化ホールにおいて平成 27 年度に現地調査を行った結果、いずれの施設においても、この基準に不適合であることが判明しております。

資料の右上の天井脱落対策の囲みをごらんください。天井脱落対策としては、既存の天井を撤去して支持構造部材を設置し天井材を新設する全面改修の方法と、天井の落下を防止するネットを設置する方法があります。美術館と県民文化ホールについては、音響効果に影響を与えることのないよう、また構造上落下防止ネットを張ることができないため、全面改修の方法で対策を行うこととし、歴史民俗資料館と文学館については、全面改修よりも費用が安価で工期の短い落下防止ネットで対策を行いたいと考えております。

資料中段のスケジュールをごらんください。改修工事期間中は、各施設とも休館にする必要がありますので、ホール等の予約の状況や各館の展示計画の状況などを踏まえて、県民の皆様へのサービスの低下を極力抑えつつ、かつ、できる限り速やかに対策を講ずることとし、まずは美術館ホールから改修に着手し、引き続き美術館の展示室等の本館、そして県民文化ホール、歴史民俗資料館と文学館の順に改修を行っていきたいと考えております。

この表に記載している改修工事に要する期間や休館期間は、基本設計書における予定期間ではありますが、改修工事には 5 カ月から 12 カ月、また工事に伴う休館期間は 4 カ月から 11 カ月とそれぞれ見込んでおります。今議会では美術館の実設計業務を委託する経費として、債務負担行為 1,116 万 9,000 円を追加するものです。

次に、条例その他議案の説明をさせていただきます。資料③、議案説明資料（条例その他）の 13 ページをお開きください。第 12 号議案、坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案です。あわせて参考資料の 3 ページもごらんください。

この案件は、本年 5 月に実施した入札が不調となったことから、特殊な工法や材料に対応するために必要な設計の見直しを行った上で 7 月に再度一般競争入札を行ったもので、三つの共同企業体から応札があり、落札に至りました。契約金額は 14 億 5,260 万円。契約の相手方は新進・七祐特定建設工事共同企業体で、完成期限は平成 29 年 12 月 15 日となっております。

整備のスケジュールについては、新館の建築工事は平成 28 年 11 月ごろから、既存館の改修工事は平成 29 年 4 月ごろから開始する予定です。また、今回議案を提案している建築

主体工事のほか、電気設備工事と機械設備工事については既に契約手続を行っており、いずれの完成期限も建築主体工事と同じ平成 29 年 12 月 15 日を予定しております。

今後、資料を展示するための展示ケースの製作等についても発注手続を進め、平成 30 年春のリニューアルオープンを目指して、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、文化推進課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田（英）委員 その望みやぐらですが、どんなものか。ここに簡単な写真がありますけれども、ぱっと見ると 1,600 万円の仮設には見えんのですが、2 年使って 500 万円で壊すのなら、いっそのことレガシーにしてしまったらいいんじゃないかとの思いもします。完全に取り壊したら、そのまま廃棄してしまうんですか。どこかへ移設するとか、そのままそこへ置いておくとか。もし、あそこで人気が高まって、やっぱりちゃんとしたものをつくってもらいたいとなったら、もう少しお金をかけてつくったらと思いますけれど、どんなですか。

◎三木文化推進課長 こちらの資料にある写真は、以前龍馬伝が放映されたときの博覧会で、望みやぐらを仮設でつくっていたものです。それで、こちらの立地場所は国の史跡に指定されており、常設で新たな物を設置するのはなかなか難しい条件があります。

例えば、当時の設計図といった根拠となる資料があれば復元という形で文化庁の許可をもらえる可能性もあるんですが、残念ながら、こちらの史跡については当時のそういった文献が残っておりませんので、例外的なことですが、仮設という形で設置して、博覧会期間中は、こちらに来ていただき、雄大な景色を楽しんでいただくといったことで精いっぱい活用していきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 わかりました。これはお客さんからお金を取るわけではないでしょう。仮設といえども、きちんと耐震基準を満たした L1 クラスでは絶対壊れんぐらいのものにせんといかんですね。1,600 万円なら大丈夫そうですが。

◎三木文化推進課長 仮設といっても、しっかりと構造計算を行った上で設置しますので、安全対策については十分注意をしていきたいと考えております。

◎前田委員 外国人観光客への対応の 5 カ国語版リーフレットですけれども、現在外国人観光客がこういう施設に一体どれぐらい来ているのかと、志国高知幕末維新博でそれを大体どれぐらいの動員を目標としているのか。

◎三木文化推進課長 今の段階で、一体外国人観光客が来館者のうちどれぐらいかの数字は押さえておりません。ただ、今、クルーズ船が来高していますので、特に台湾の方などが龍馬記念館にバスで訪れているという話は伺っております。

それで、多くのクルーズ船が来年度も高知に訪れてもらえるので、そうした対応を万全にするためにも、こういったリーフレットを用意して外国人へのおもてなし、対応を図っ

ていきたいと考えています。

◎前田委員 これから観光客はふえていくと思います。ふえてきた観光客に対して5カ国語で対応するとのことですが、既にある日本語のリーフレットを単純に5カ国語対応で表記を読むことができる形ではなく、例えば、台湾の方であれば繁体字で、台湾との接点を一つの起点としたストーリー性のあるもので、見たときに自分たちとどういうつながりがあったのかがわかって取っかかりやすい形で作成したほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎三木文化推進課長 多言語リーフレットについては各館の案内、そして特に美術館等では、シャガールや石元コレクションを紹介するリーフレットを考えております。

前田委員から御指摘のあったストーリー性については、今の段階で、直ちにこのリーフレットにどれだけ盛り込めるかは言えませんけれども、もう一つ、県内の文化施設が連携して作成する人物紹介の冊子があります。こちらについては、高知の歴史上の人物を紹介するんですけども、特に外国の方向けに、例えば坂本龍馬はこうした人であるとか、ジョン万次郎はこういった人といったわかりやすい紹介にするよう考えておりますので、それらもあわせて外国人への対応としていきたいと考えております。

◎前田委員 ストーリー性は、歴史関係では特に重要視されていることだと思うんですけど、先ほど私が申し上げたのは接点です。

こちら側のストーリーではなく、訪れてくれた方の国と高知県との接点です。それはもちろんない場合もありますけれども、ある場合は特に探していただいて、もし、リーフレットに載せられないようであれば、人物紹介のところに載せるとか、または説明のときにそれを盛り込んでいただきたい。何らかの接点があるかないかでは、恐らく取っかかりが全く違いますので、その点を留意していただきたいと思います。

◎塚地委員 小さなことですが、絵金の屏風絵の修復は委託先が美術館になってますか。

◎三木文化推進課長 これらの事業は文化財団に委託するんですけども、文化財団が自前で修復できるものではありませんので、そこからまた専門機関に依頼して、ちゃんとした修復をしたいと考えております。

◎塚地委員 今は美術館にそういう技術を持った方がいないということで、出すとしたらどういうところになるんですか。

◎三木文化推進課長 奈良県にある公益財団法人元興寺文化財研究所から見積もりをとっております。こういった文化財を修復できる機関は非常に限られていまして、しっかりと対応のできるところをお願いしたいと考えています。

◎塚地委員 ここに限ったことではなくて、絵金は赤岡もそうですけれど、朝倉の地域も独自に持っているところがあって、そういう修復できるところが美術館にあるなら美術館

をお願いしたらいいと思っていたんですけど、やっぱり専門家にuisanといかんのですね。

◎土居委員 志国高知幕末維新博に関連した一連の事業についてですが、準備が着々と進んでいると思います。メインが観光施策なので観光振興部が中心となる中で、文化生活部として、今回県立文化施設の磨き上げをすることはもちろん進めたいと思います。観光施策の面がかなり目立っているんですけども、文化生活部として、やはりそういった点と同時に持つべき考え方として、せつかくの明治維新 150 周年に向けた取り組みを進める中で、県内向けと言いますか、県民がこういったことを契機に歴史、文化、芸術といったことに、より触れ合いを深めて、県内の文化を振興していく流れ、県民がそういった活動を深めていける環境づくりも、文化行政としては大事な視点じゃないかと思っています。そういった点での取り組みをどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

◎三木文化推進課長 委員から御指摘のあった文化施設としての県民への取り組みは、非常に大事な視点だと思います。今回の補正予算では、幕末維新博に向けた取り組みで上げておりますけれども、そもそも、県立文化施設は所蔵する資料を展示して県民への文化の普及や発信をしていく役割がありますし、また各館がそれぞれ教育普及事業として、いろんな取り組みをやっております。

子供たちが参加するワークショップといった取り組みは以前からやっておりますし、この幕末維新博があるからといって、そういう取り組みが滞らないように、しっかりとやっていくということです。

ただ、一方で、こういった県を挙げての博覧会は観光の大きい事業ですので、そういったところにも各館がしっかりと寄与していかないかと考えておまして、今回の補正予算を提案させていただきました。

◎土居委員 せつかくのこんな機会を捉えて、適切に県内の文化振興にも目を向けていただきたいと思います。そのために県内にあるいろんな文化団体やグループ等との連携を深めていくチャンスでもないかと思えますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎岡崎文化生活部長 御指摘の点はそのとおりで、現在、文化生活部は文化芸術振興ビジョンを改定しております。その中で、今後文化生活部として文化行政をどう進めていくのかを議論しているところです。その中には、例えば触れ合う機会をふやす。それからさまざまな団体とどうかかわっていくのか。その中で、県の役割をどうしていくのか、文化財団をどう拡充していくのかといった議論をしています。今いただいた御意見を踏まえて、より県民の文化を取り巻く環境、県民との文化のかかわりを深め、そして必要な施策を進めてまいりたいと思います。

◎土森委員 志国高知幕末維新博は本当にタイムリーでもあり、物すごく期待しています。それで共同にはならんとしても、当然県外とのいろんな連携交流が必要になってくる。薩

長土肥を中心として、ほかにも京都といった他県との関係も出てくると思います。

文化施設はその県にもあるんで、文化施設としての交流や、このイベントに対しての協力支援などは考えていますか。

◎三木文化推進課長 県外の文化施設との交流はそれぞれ各館において、これまでもやってきております。特に坂本龍馬記念館においては、今後工事に入っていくんですけども、その間は休館します。その間に、全国で坂本龍馬記念館の資料を展示する巡回展なども企画しております。そういった関係性を今後も維持しながら、お互いの館が連携をとりながら、例えば資料の貸し借りができる良好な関係につなげていくよう、日々、各館とも意識して取り組んでいます。

◎土森委員 非常に大事だと思います。幕末に活躍した人たちの資料をたくさん持っていますから、交換といった形になるかどうかはわかりませんが、この期間に高知県が買うといったこともぜひやってほしいと思います。

それと、来年はまたタイムリーな点があって、大河ドラマが西郷隆盛です。西郷隆盛と坂本龍馬、中岡慎太郎は交流が物すごくあったので、ここも一つの追い風として、イベントを盛り上げていくために大河ドラマを使わん手はない。その辺はどう考えていますか。

◎三木文化推進課長 委員から御指摘がありました大河ドラマは、西郷どんだと思います。この幕末維新博には非常にタイムリーな状況で、大河ドラマに決定されました。

当然、我が高知県においては、各施設でそういった幕末維新に関連する企画や展示をやりたいと考えております。そういう中で、西郷隆盛は鹿児島県出身であることを意識しつつ、どういった工夫ができるか、今後各館において検討していきたいと思っておりますし、私どもも知恵を絞っていきたくて考えております。

◎土森委員 南州の墓地は知っていますよね。これはりっぱなお墓です。それと、鹿児島の初代知事が加藤委員長のおふるさとの宿毛市出身で、高知県人が行ったら非常に喜ばれる。その辺をもう少し研究して、材料として取り上げてみたほうがおもしろいと思います。

西郷隆盛のお骨は3カ所ぐらいに分かれてあったものを、西郷隆盛は必ず世に出る人だとして、初代の知事がそのお骨を1カ所に集めて今のお墓をつくったとの言い伝えもあります。そのお墓は桜島の真正面にあって、家臣のお墓も何百もあるかな。そういうことも研究してみたほうがいいと思います。部長の心意気を聞こうか。

◎岡崎文化生活部長 鹿児島に行ったことがないので、そのお話はしっかりと受けとめて、研究してみたいと思います。

◎浜田(英)委員 三翠園もそうですね。三翠園門が残っていて下屋敷があるでしょう。あそこは山内容堂と西郷隆盛が会談をしたところです。だから、地域の紹介などで、ぜひ三翠園の門と下屋敷跡を紹介してもらったらいいと思う。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈まんが・コンテンツ課〉

◎加藤委員長 次に、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

◎有澤まんが・コンテンツ課長 当課の9月補正予算について御説明させていただきます。お手元の資料①です。平成28年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の8ページをお願いします。債務負担行為の補正変更です。1番上の行にあるコンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助として、補助期間である3年間、平成31年度末までの債務負担行為の限度額1,525万5,000円を6,266万円増額して、7,791万5,000円に変更をお願いするものです。

コンテンツ産業については、通信環境さえあれば業務が可能であるなど、地理的条件に立地が左右されにくい、それから大規模投資が必要ないといった特徴があり、本県における立地が期待できる産業分野と考えております。

このため、昨年9月議会において、コンテンツ企業立地促進事業費補助金の創設をお認めいただき、この補助金を核とした支援のパッケージを生かしてコンテンツ企業の誘致活動を積極的に進めてまいったところです。

その結果、ことし8月、首都圏で人工知能技術の研究開発を行っている企業の子会社として、株式会社データリーマーが南国市に設立され、この立地に対して補助を行うこととしましたけれども、当初予算時点で想定をしていたよりも会社の規模が大きく3年間で25名の雇用を生み出していただける見込みとなったこと、それから新たに立地を検討している企業も2社程度あることから、今回の補正をお願いすることとしたものです。

なお、7,791万5,000円の内訳としては、データリーマー社分が約4,350万円、誘致見込み企業2社分として約3,440万円となっています。

引き続き積極的な誘致活動を進めていくことでコンテンツ産業の集積を図り、さらなる県内の雇用創出及び若者の県内定着につなげてまいりたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほど、既に進出が決まっているデータリーマーの雇用について、3年間で25名というのはどういう雇用形態になるんですか。

◎有澤まんが・コンテンツ課長 基本的に正規雇用と言いますか、期間の定めのない雇用をふやしていきたいと考えております。この25名については、その期間の定めのない雇用で、その中には通常のフルタイムもありますでしょうし、パートタイム的な雇用もあるわけですが、現状、計画としてお聞きしているのは25名の雇用ということです。

◎塚地委員 その後、予定されている2社も、雇用計画みたいなものは大体出てきている状態なんですか。

◎有澤まんが・コンテンツ課長 2社ともヒアリングを進めている段階ですので、雇用計

画については、まだ申し上げる段階ではありませんけれども、補助金の交付要件として、操業開始1年以内に3名以上の正規雇用を生み出していただくことが要件になっていますので、それ以上の雇用を生み出していただける企業に対して補助を行う制度です。

◎塚地委員 その段階だと、この金額からさらにまだ増額される可能性はあるんですか。

◎有澤まんが・コンテンツ課長員 現状、その2社分として3,400万円余りと御説明申し上げましたけれども、こちらは、それぞれの会社のヒアリングの中身等を精査しながら予算として積んでいますけれども、企業もさまざまな事業計画を検討している段階ですので、その中で、若干上にぶれてくることはあろうかと思えます。

その中で、現状でお願いしている予算の中で対応が困難になりましたら、また改めて補正をお願いする、あるいは来年度の当初で措置をお願いする形で進めていかざるを得ないと考えています。

あくまで相手方の企業がある話ですので、その企業の事業計画に合わせてきちんとした予算を措置していきたいと考えています。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎加藤委員長 次に情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明します。

お手元の資料②、議案説明書の25ページをお願いします。

当課の補正額は568万1,000円の増額となっております。当課では、マイナンバー制度において、国や地方自治体の間で情報連携を行うために基盤となる中間サーバーや、統合宛名システムの整備を行っております。今回増額をお願いしております社会保障・税番号制度システム整備委託料は、平成29年7月から開始する情報連携に向けて、国や他の自治体との運用テストを行うために必要なテスト仕様書などの作成を委託しようとするものです。

情報連携の開始に向けて、全国の地方自治体がこれから運用テストを行ってまいりますので、高知県においても、県内市町村と協力して取り組んでいくこととしております。今回の補正予算については、この運用テストの経費について、当初予算では、運用テストの詳細と国からの補助が明らかとなっていなかったため、一般財源で予算を計上しておりましたが、今年5月下旬に国の補助金の詳細が示されたことと、県が行う運用テストの業務が増加したことに対応することから、9月補正予算を計上させていただくものです。

情報政策課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

続いて、文化生活部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎加藤委員長 それではイラストレーションの無断使用に係る損害賠償の額の決定に関する専決処分報告について、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課 さきの2月議会の委員会で状況を報告させていただいていたイラストの無断使用の事案について、損害賠償の額の決定の専決処分を行いましたので御報告します。

お手元の委員会資料の県民生活・男女共同参画課の赤いインデックスのある1ページをお開きください。

まず、1の事案の概要ですが、本年1月にイラストの貸し出しを業とする相手方から、県が資料に使用しているイラストについて貸し出し記録がないとの指摘があり、確認したところ、有料のイラストを無断で使用していたことが判明しました。この行為は著作権侵害に当たり、高知県損害賠償等審査会の決定を経て、専決処分を行ったものです。

2の経緯ですが、平成25年度中に第3次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定しました。その策定過程において、高知県社会貢献活動支援推進会議に計画素案を提示し、御意見をいただくに当たり、委員に計画の最終形のイメージをつかんでいただくために、当時の当課の担当者がインターネットで検索したイラスト1点をコピーし、計画素案の表紙に張りつけて会議の資料として配付しました。

このイラストについては、担当者がインターネットの画像検索画面において、協働やNPOといったキーワードにより検索し、表示された中からイメージに沿ったものを見つけて無料であると誤認し、利用規約等を確認しないまま無断で有料のイラストを使用したものです。

イラストや画像などの著作物の使用に際しては、無料であっても事前の許可が必要なことや、著作権者名を入れるなど、作品に付された使用規約を遵守する必要がある、本件は著作権の侵害に当たるものです。

イラストを使用した資料の使用状況については、平成25年度中に開催した高知県社会貢献活動支援推進会議の第3回から第5回の会議で資料として配付したほか、同じ年度の12月議会の常任委員会で、計画素案について御報告するため、資料として使用しました。さらに、当課のホームページにおいて、会議の開催報告として、社会貢献活動支援推進会議で配付した資料のデータを約2年間にわたり掲載しておりました。

以上の経緯を本年2月の県議会の危機管理文化厚生委員会に報告させていただき、その後、弁護士等と相談を重ねながら相手方と交渉を行ってまいりました。6月30日に開催さ

れた損害賠償等審査会において、損害賠償予定額が決定されたことにより、7月21日に地方自治法第180条第1項の規定による損害賠償の額の決定の専決処分を行ったところです。なお、相手方とは7月21日付けで示談書を交わし、8月5日に賠償金を支払っております。

3の損害賠償額ですが、総額で31万6,440円、これは損害賠償等審査会において決定された金額です。その内訳としては、イラスト一点の使用料に相当する金額として26万3,000円。これは会議資料として使用した4回分の使用料相当額及び当課のホームページに掲載していた約2年間の使用料相当額です。調査費に相当する金額として、3万円。これは当該事案の調査に要した資料収集や通信費等の経費に相当するものです。そして、消費税相当額として2万3,440円となっております。なお、使用料相当額は、この会社の貸出使用規定によるイラストを使用する場合の金額で、一定の料金割引が適用されております。また、調査費に相当する金額もこの会社の貸出使用規程で定められたものです。

次に4の県の過失ですが、著作物を権利者の許諾を得ることなく無断で使用したもので、損害賠償等審査会において、県の100%の過失が認められると決定されました。

次に5の再発防止に向けた取り組みですが、今回の事案が明らかになった時点で、当文化生活部から全庁に対してイラスト等の無断使用がないか注意喚起を行うとともに、著作権に関する理解を促すためQ&Aを作成し、全職員に対して周知し、情報共有を図りました。

また、専決処分後の8月には庁内の政策調整会議において専決処分の報告を行い、あわせて再度、著作権に関するQ&Aを周知するとともに、9月開催の文化庁との共催による著作権セミナーの案内を行い、著作権に関する情報共有を図ったところです。また、当然ではありますが、課内においても、著作権に関する注意喚起を機会を捉えて行ってまいりました。

本件においては、インターネット上にあるイラストを無料であると誤認して利用規約等を確認しないまま無断で有料のイラストを使用し、結果として損害賠償金を支払うことになってしまいました。

今後は、このようなことのないよう注意を払ってまいります。

報告は以上です。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

それでは、ここで10分休憩したいと思います。再開は2時50分といたします。

(休憩 午後2時40分から2時49分)

◎加藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

《公営企業局》

◎加藤委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥公営企業局長 それでは、総括説明をさせていただきます。

今回、公営企業局の議案は、電気事業と工業用水道事業に係る補正予算を2件お願いしております。また、病院事業に係る報告事項が2件あります。

お手元の危機管理文化厚生委員会資料、議案参考資料の青色のラベル、公営企業局をお願いします。

9月補正予算については、上段の南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に向けた取り組みと、下段にある工業用水道の適切な維持・運転管理に必要となる経費についてお願いするものとなっております。

上段の南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に向けた取り組みについては、まず、熊本地震から見えてきた課題への対応として、①にある大規模災害時において杉田発電所と吉野発電所に係るダムゲートを操作する上での安全性を確保するため、電力復旧までの間のダムゲート操作に必要となる安定電源の確保に向け、非常用発電機の改造と燃料確保のための輸送庫の改修工事を実施するものとなっております。

②の永瀬発電所における水路・水槽の安全性の確認については、熊本地震で九州電力が設置した水力発電所の貯水槽等の周辺山腹斜面が崩壊したことを踏まえ、永瀬発電所に係る水路・水槽が設置された周辺山地について、大規模地震が発生した際に当該施設に与える影響を把握するための調査委託に必要となる経費となっております。

次に、大規模地震に対するダムの耐震性能の強化に向けた取り組みですが、吉野ダム、杉田ダムについては、これまでの耐震性能照査の結果を受けて、ダムゲート等のダム関連構造物に係る耐震補強が必要となっており、補強対策の検討に必要となる経費についてお願いするものとなっております。

下段の工業用水道の適切な維持・運転管理に必要となる経費については、本年4月に発生しました鏡川工業用水道の河床止め設置に伴い施工していた護岸の損壊について、現在、応急復旧工事をしておりますが、恒久的な対策としての工事を実施するものとなっております。

補正予算の概要について、私からの説明は以上です。

報告事項については、高知県立病院第6期経営健全化計画の策定並びに県立病院におけ

る医療事故の包括的公表についての御報告をさせていただきたいと思っております。

詳細については、それぞれ担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎加藤委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎加藤委員長 電気工水課の説明を求めます。

◎右城電気工水課課長 当課からは、電気事業会計と工業用水道事業会計の補正予算を提出しております。

まず、平成28年度電気事業会計の補正予算から御説明します。

資料②、平成28年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の111ページをお願いします。

補正予算内容の説明、収益的支出です。第1款電気事業費用、第1項営業費用、第1目水力発電費として、南海トラフ地震対策の抜本強化加速化に関連する経費として、吉野発電所の修繕費318万6,000円、杉田発電所の修繕費426万円、発電管理事務所の委託料345万円をそれぞれ計上しております。

また、資本的支出についても、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目建設仮勘定として南海トラフ地震対策に関連する委託料4,362万3,000円を計上しております。

続きまして、工業用水道事業会計の補正予算を御説明します。同じ資料の119ページをお願いします。

3補正予算内容の説明、収益的支出です。第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、第1目給水費として、鏡川工業用水道事業の修繕費1,734万3,000円を計上しております。

詳細については、局長から御説明した先ほどの資料で御説明します。危機管理文化厚生委員会資料、平成28年9月定例会（議案参考資料）の青ラベル、公営企業局の資料を御参照ください。

まず、1南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化については、（1）熊本地震から見えてきた課題への対応として、1点目は、杉田発電所と吉野発電所のダムゲートを操作する上での安全性の確保です。停電時には非常用発電機による安定した電源が必要となってくることから、停電からの復旧期間に熊本地震では5日間、阪神淡路大震災では6日間、東日本大震災では9割の復旧に8日間を要したことを踏まえ、停電からの復旧期間を7日間と設定し、7日間の連続運転に必要な非常用発電機の改造と燃料の確保に必要な油倉庫の改修に関する経費として、杉田発電所と吉野発電所の修繕費、合計744万6,000円を計上しております。

2点目は、永瀬発電所における水路・水槽の安全性の確認については、熊本地震では九州電力の水力発電所の水路・水槽がある山の斜面が崩壊し、流出した発電用水により山麓

の集落に被害が発生したことから、類似の設備を持つ永瀬発電所の周辺地山の地形や地質情報の収集整理を行い、L2クラスの地震発生時における影響を把握するための経費として、永瀬発電所の調圧水槽周辺の地表地質踏査委託費 345 万円を計上しております。

次に（２）大規模地震に対するダムの耐震性の強化です。

吉野ダムと杉田ダムについては、平成 24 年度から国土交通省の指針に従い、耐震性の調査を行ってきたところです。ダム本体に関しては安全性が確保されているとの結果が得られましたが、ゲート等のダム関連構造物の一部について、変形が発生する恐れが指摘されたため、経済性や施工性の観点から最適と考えられる耐震対策を決定するため、吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震補強検討委託費 4,362 万 3,000 円を計上しております。

次に、2 工業用水道の適切な維持・運転管理です。

旭駅前通りの南の鏡川河川敷に鏡川トリム公園があります。このトリム公園前の河川内に工業用水の取水用の施設として河床どめを設置しておりますが、この河床どめ施工に伴い設置した護岸が、本年 4 月流水により洗掘され損壊しました。護岸の損壊の拡大により、トリム公園に被害が及ぶおそれもありますので、河川課と協議した結果、大型土のうで応急復旧工事を行っております。この恒久的対策として、アユの産卵や遡上等に影響を与えない 1 月から 2 月の時期に護岸の本復旧工事を行う経費として 1,734 万 3,000 円を計上しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田（英）委員 吉野ダムの門柱が変形してゲートに当たるとのことですが、コンクリート構造物が変形するんですか。

◎右城電気工水課長 平成 27 年度の検討委託では、門柱が少しひずんでゲートに干渉するという結果が出ております。そのひずみもそんなに大きくはなくて 50 ミリ程度です。ゲート自体の全幅が 12 メートルぐらいありますので、コンクリートとはいえ、そういったひずみが生まれるようです。それが決定されたわけではないですが、その可能性があるので、今回、それをさらに調査して耐震補強なりの対策を考えていく委託を行う予定です。

◎浜田（英）委員 それはゲートの開閉に支障があるかどうかを確かめるということですね。

◎右城電気工水課長 そのとおりです。

◎野町副委員長 参考に聞かせてください。この補強検討委託は、要するに直すわけじゃなくて調査をするんですね。そこで 4,360 万円ぐらいかかるのは、具体的には何をするんですか。

◎右城電気工水課長 二つのダムで 4,000 万円ですので、一つのダムに対しては 2,000 万円程度になります。ちょっと手元に詳しい情報がないんですけども、非常に難しい専門

的な3Dの状態を詳細に確認するんですけども、コンピューターを駆使してモデル化したものをコンピューターの中で動かして、どういった変形が起こるかを確認します。平成27年度の委託でもある程度はやっていますが、もっと詳細に調査して対策を検討しようとするもので、結構費用がかかります。

◎梶原委員 現地へ行ったときも、こういうダムの耐震性の詳細の件については、技術がはっきり確立してない部分やちょっとわかりにくい部分があるとお話も聞きました。先ほどのように、その4,000万円をかけてすることを、課長が余り説明できないのはちょっとおかしいと思うんです。

コンピューターを駆使してやるならやるで、やるのにどれだけの人役がかかってどれだけの設備や費用がかかるのでこれぐらいの費用がかかりますと説明してもらわんと、実際に審議ができません。よくわからないけれどコンピューターを駆使してこれだけかかりますと言われても、なかなか納得できない。そのための委員会の審議ですから、その辺をもう少し詳しく説明できませんか。

◎右城電気工水課長 委託業務の見積仕様書で業務概要について触れたいと思います。

基本的には、業務項目として現地の踏査と、詳しいところでは杉田ダムの関連構造物で言うと、ゲート本体の耐震補強の検討、関連設備の対策の検討、施工方法の検討、概略工事費の算出です。それから吉野ダムの関連構造物に関しては、門柱の耐震補強の検討、ゲートの影響の検討、耐震対策方針の検討等があります。

詳しい内容は、土木の担当チーフから報告させていただきます。

◎近藤チーフ（土木担当） 金額については、業者から見積もりをとりまして、その平均価格をとっております。中身については、通常まず業務計画を立てて、それから現地踏査をします。関連施設並びに周辺状況について、まず状況の確認を行います。それから、検討条件の整理として、既往の設計や施工の補修等に関する資料、耐震照査に関する資料を収集整理して、検討条件の整理を行います。

それから、吉野ダムについては、門柱の補強検討を行うので、ダムの門柱の耐震補強工法として適用可能と考えられる補強工法の情報を収集整理して、その特徴について取りまとめます。それから、先ほどの補強工法から適切なものを3案程度選定し、概略の補強の諸元を設定します。補強の諸元の設計に当たっては、非線形動的解析を行い、工法を1ケースに絞り込んでいきます。

それから、ゲートへの影響の検討で、既往の検討結果では門柱が変形してゲートに干渉する、衝突することが確認されておりますので、その門柱がゲートと接触することによる影響を数値解析するため、三次元の有限要素解析を行いモデルを作成して、先ほど課長が申し上げましたとおり実際にコンピューターで計算し、ダムの門柱の変異とかゲートの状態を整理します。それを踏まえて、経済性や施工性の観点から比較を行い、最適と考えら

れる耐震対策の方法を設定します。

あと、この業務については、かなり複雑で専門的ですので、国土交通省などの専門の研究所がありますけれども、そういうところにも赴き相談しながら、進めていくこととなります。

あと、この工法については、土木部の河川課でも当初予算でやっておりますので、その方法を習いながら、補正予算に計上させていただこうと思っています。

◎野町副委員長 先ほどの御説明で大体何をするかというのはよくわかったんですけど、要は、一つのダムでどこに2,200万円ぐらいのお金がかかるのかがよくわかりません。その3Dの解析をするソフトを使用するのにいるのか、現地調査にいるのかがよくわからないので、なお御説明いただければ皆さんも納得できるんじゃないかと思ったんですけど。

◎近藤チーフ（土木担当） この工法については、L2地震動に対して構造物が所要の耐震性能を確保できるかどうかを考えながらやるもので、工法を3案程度立案して絞り込んでいきます。再度、L2の地震動の波形を与えて、その対策の案で耐えられるものかどうかを確認しながらやるので、どうしても普通の土木の工法の検討の仕方と比べて時間と費用がかかります。

◎塚地委員 先ほど、幾つかの業者から見積もりをもらって平均値をとったとお話をされておりました。対象となる業者は結構専門性が高いのかもしれませんが、それが大体どれぐらいで何業者から見積もりをとって平均値を出したのか。

◎近藤チーフ（土木担当） 今、手元に資料はないんですけど、業者から見積もりをとって、その平均となるところの業者を選定しています。後ほどその資料を提出させていただくことはできるでしょうか。

◎塚地委員 この金額を県費で負担するというときに、何業者から見積もりをとったかぐらいの説明はできないと。

◎近藤チーフ（土木担当） 業者は3社からです。

◎塚地委員 ちょっと割高感があるとみんなが思っているから、そういう技能を持った会社が大体どれぐらいあってそのうちの3社に絞り込んだのはなぜかとか聞いているので、人役で幾らまではなかなか専門的には難しい状況があると思うんですけど、業者を選定する段階からそれが妥当だと思える客観的根拠として、それなりに納得いくものが出んといかんじゃないですか。

◎右城電気工水課長 再度、こちらでまとめて提出させていただきたいと思います。

◎梶原委員 以前から、説明を受けても本当にわかりにくいというのが正直な気持ちです。先ほど来、業者からの見積もりと言いながら、これから工法を決めるところで、業者がどれだけの精度の見積もりを出しているのかも御説明からはちょっとわかりにくいです。実

際に、そういった技術を工科大の先生やこの分野の専門家などとやりとりしながら生み出してつくり上げていかないかのであれば、じゃあ、今、全国のこういったダムの耐震性の調査などでは、それぞれにこれだけのお金をかけているのか。場所や立地条件は違うけれども新たなフォーマットを国交省がつくって、そこからそれぞれに合わせたものでできるのか。そういう技術がどこまで確立しているのかといったことが、話を聞いてもわかりにくいのが正直な気持ちです。現状では設計図すらないものを耐震化していかないといかんわけで、国全体で大変なことは理解しています。現在の状況の中で、でき得ることはこれだからこれを一生懸命取り組んでいると、ところどころだけ切って説明されたら、じゃあその前提がどうなのかとなりますんで、もう少しわかりやすい説明を一連でしていただきたい。また、資料を提出されるのであれば、現況や日本全国の状況がどのようになっている、できうることはこうだから今こうしている。それだけするには、今こういう費用がこれだけかかるというように、ぜひわかりやすい資料をお願いしたいと思います。

◎右城電気工水課長 わかりました。提出させていただきます。基本的に最新の技術や知見に基づいて精査をしていくもので、積み上げ方式で積算できるレベルではありませんので、本当に技術的に強いコンサルの5社程度から見積徴収して、その中から適切などころをこちらで判断しているところがありますが、一定もう少し詳しくわかりやすい内容にして資料をまとめて提出させていただきたいと考えます。

◎土森委員 これは3業者から見積もりをとって、この業者に決めたんですね。金額的には、ほかの2業者はどんなもんですか。

◎右城電気工水課長 土森委員の言われることも全て書類を作成して、提出させていただきたいと思います。

◎土森委員 関連構造物の耐震補強を検討するために委託して検討した結果、また工事に移るわけですか。

◎右城電気工水課長 検討の結果に応じて中身を精査して、もし工事をする場合、実施設計の委託をかけ、その実施設計に基づいて工事に入っていく形になります。

◎土森委員 さっき、河川課の話が出ましたが、河川課もこれに類した工事をやっているわけですか。

◎右城電気工水課長 河川課では、大きなダムとして永瀬ダムと鏡ダムとを持っています。河川課に約1年遅れて、私どもも耐震診断をずっとやってきたわけですがけれども、今年度、河川課では、永瀬ダムと鏡ダムについて同じようなものが予算化されていたので、委託発注されているようです。

私どもも河川課に追いつこうとして、加速化という意味合いから、今回、補正予算として上げさせていただいて、同じような業務に入りたいと考えています。

◎土森委員 資料を提出してくれるとのことですが、しっかりと資料を提出しない

となかなか予算を認めづらいところがあります。ちゃんとした資料を出してください。

◎土居委員 ちょっと話は変わりますが、永瀬発電所における水路・水槽の安全性の確認です。熊本地震での被害の写真を見て大変だと思ったんですけど、山麓の集落に被害が発生したことまでは知りませんでした。熊本では、この崩落によりどんな被害があったのか。

◎右城電気工水課長 九州電力の報告事項では、今回の熊本地震により九つの水力発電所が被害を受けており、人身、公共の被害があったのは黒川第一発電所だけであったということです。そこは断層の近くでもあるし、噴出した堆積物があることも一つの特徴的な地層としてあるんですけども、私どもも似た施設を持っておりますのでやるわけです。斜面が崩れて水槽が折れたようになり、その水槽の水が流れ落ちて土石流みたいになって山麓の集落に影響を及ぼしたとのこと。今、実際に検討会の中でメカニズムが検討されています。九州電力の有識者が2人と学識経験者が4名の合計6名体制でこの検討会が進められており、10月末ぐらいには最終結論が上がってくると思いますが、先ほど言ったようなメカニズムのようです。そうしたことにより、人身被害があって民家にいた方が1人か2人ぐらい亡くなられたとの話だったと思います。

◎土居委員 水槽の崩壊で土石流が起こるとなったら、これは大変なことだと思いますので、しっかりとした対策をしないといかんと思います。

今回、永瀬発電所の水槽ということですけど、県としては、この永瀬だけでかまんのか。ほかに対象はないのか、その辺の判断はどのようにされたのかをお願いします。

◎右城電気工水課長 公営企業局で持っている発電所では、ここが類似の施設で、今回対象に挙げさせていただいていますが、類似といっても基本的には全く違う構造であり、ほとんどが地下水槽です。ただ、調圧水槽と水圧鉄管は耐震性を有しており、その辺の地質もしっかりしている確認はできているわけですけども、高知大学の先生などの学識経験者にお聞きしたら、もう少し範囲を広げて踏査をすればいいとの意見をいただきましたので、それに基づいて範囲を広げて踏査して、安全だという確認をきちんとしていこうというものです。ほかの施設としては、工業用水道事業で筆山の配水地などがあるんですけども、永瀬発電所の現地踏査の委託の成果を受けて、また来年度ぐらいの予算化について検討したいと、今のところは考えてはおります。

◎土居教員 水槽自体の耐震化が問題じゃなくて、たぶん地盤がやられたときの影響が1番大事だと思いますので、その辺をまたしっかり調査されるべきだと思います。

あと、この調査の結果によっては、やはり斜面の対策をしなければならないとの話になって、予算づけが必要になるんでしょうか。

◎右城電気工水課長 今回は、空中写真の判読や地表・地質踏査及びその結果の解析、地質の平面図や断面図等を作成して検討するわけですけども、その結果、何らかの危険要

素が内在しているならば、今度はボーリング調査を考えていくことになります。それで、ボーリング調査をまた委託なりして、もう少し詳しく調査して、もし必要なら対策をしていくことになっていきます。

◎土居委員 ちょっと参考までに教えてもらいたいですけれど、こういった山の上にある水槽が対象になると思うんですけれど、これは公営企業局が所管している水槽以外にも上水用の水槽などもあると思います。それらも同じ課題を抱えているとの認識を持っていますか。

◎右城電気工水課長 上水は私もちょっと認識がありませんので、何とも言いがたいところはありますけれど、似たような構造のところは同じような課題はあると思います。

◎土居委員 ちょっと参考までに、この永瀬ダム水槽の容量はどれくらいでしょうか。今わからなければ後でも構いません。

◎右城電気工水課長 また後で、御報告させていただきます。

◎加藤委員長 それでは、電気工水課については資料の提出を求めて、再度、委員会にて審議したいと思います。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

続いて、公営企業局より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈県立病院課〉

◎加藤委員長 それでは、高知県立病院第6期経営健全化計画の策定について、県立病院課の説明を求めます。

◎安岡県立病院課長 それでは、高知県立病院第6期経営健全化計画の策定について御報告させていただきたいと思います。

お手元の資料の報告事項と書かれた資料で、赤のインデックスで県立病院課と書いたページをお願いします。1ページです。

4月の業務概要の説明の際に、現在、取り組んでおります第5期経営健全化計画の計画期間が28年度末で終了しますので、今年度中に第6期の計画の策定に取り組むことについてはお話をさせていただいておりましたけれども、その検討状況の御報告をさせていただくものです。

まず、第5期計画の取り組み状況ですが、資料上段の囲みをごらんいただきたいと思います。資料左側の二つ目の黒い四角のところですが、計画の目標は、将来にわたって、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供すること。またそのためにも経営の健全化が必要ですので、病院事業全体で早期の経常黒字化を目指すという二つを挙げているところです。

そして、目標を実現するための重点取り組み項目として、五つの項目に取り組んできた

ところです。取り組み成果として、経常収支と医師の数の状況をグラフでお示ししております。

まず、経常収支の推移が左のグラフになります。当初計画では平成30年度に病院事業全体での経常黒字化を達成することとしておりましたが、医師の確保等による医業収益の改善に加えて、公営企業会計基準の見直しの影響などもあり、平成26年度の決算で黒字とすることができました。

そのため、平成28年度の予算編成に合わせて、経常黒字の決算継続に向けて収支計画の見直しを行い、グラフの上の経営目標のところにあるように、病院事業全体での経常収支の黒字化を継続し、次期計画におけるステップアップにつなげるとしたところです。

なお、平成26年度は病院ごとに見ると、あき総合病院では約5,700万円の赤字でしたが、平成27年度決算では両病院ともに黒字を達成する見込みです。

次に右のグラフが医師数の推移です。高知大学医学部の理解と協力をいただき、あき総合病院は平成26年度のフルオープン以降、順調に医師がふえ、ことし4月時点で33名の常勤医師を確保できておりますし、幡多けんみん病院も、昨年4月に少し落ち込みましたけれども、ことし4月には過去最高と並ぶ51名の常勤医師を確保することができております。特に、あき総合病院では、課題であった脳神経外科医や麻酔科医を確保できたこと。また、幡多けんみん病院では平成26年度に減少した2名の外科医を回復できたことは大きな成果と考えているところです。

次に第6期計画ですが、第6期計画を策定するのは、先にも申したように第5期計画の計画期間が終了することもあります。御案内のとおり、昨年国から示された新公立病院改革ガイドラインにおいても、今年度中の計画策定が求められている背景があります。

資料下段の第6期経営健全化計画の要旨案とスケジュールの囲みをごらんいただきたいと思います。

まず、計画期間ですが、先ほど申したガイドラインでは平成32年度までの計画を標準とするとされておりますことから、平成29年度から平成32年度までの4年間とすることとしております。

次に計画の目標ですが、地域生活を支える中核病院として地域の医療機関等との連携のもと、良質な医療の持続的な提供を可能とする健全経営を目指すこととしております。

これは、ガイドラインが目指す計画策定の目的の一つである民間との適切な役割分担のもとで地域において必要な医療提供体制を確保することや、第3期の日本一の健康長寿県構想が目指している県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県の実現に向け、県立病院としての役割を果たしていくことなどからの設定目標です。

次に、重点取り組み項目としては、四つの項目を挙げております。

一つ目の「県民が地域地域で安心して住み続けられる医療提供体制の整備」では、ガイ

ドラインで求められている地域医療構想を踏まえた役割の明確化や、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割などについて盛り込むこととしております。

まず、「地域医療構想への積極的かつ柔軟な対応」として、これまで県立病院が担ってきた地域の急性期医療を担う中核病院としての医療機能を充実強化することや、公的病院に求められる不採算医療や高度先進医療などの提供にとどまらず、民間の医療機関の立地が困難となった地域の医療を支えるためのネットワークづくりなどへの支援に関する内容。また、「地域包括ケアシステムの推進に向けた機能の発揮」として、地域包括ケアシステムの構築の面で各病院に求められる役割を発揮していくために、医療・介護・福祉分野との連携強化の取り組みなどを盛り込みたいと考えております。

二つ目の「医療機能の向上による経営の健全化」では、質と効率性の高い医療を提供していくために、経営基盤の強化に向けた取り組みや経営改善目標を設定した取り組みなどについて、また三つ目の「医療人材の安定確保」では、医療スタッフの確保、育成に関する取り組み強化の内容、そして四つ目の「南海トラフ地震対策の充実・強化」では、熊本地震を踏まえた第3期南海トラフ地震対策行動計画の見直しなどに対応する取り組みを盛り込みたいと考えております。

最後に策定スケジュールが資料の右下です。8月に外部有識者で構成する経営健全化推進委員会において、ただいま説明させていただいた計画の要旨を御了承いただきましたので、今月中に両病院長などと計画の素案を協議決定した上で、平成29年度当初予算の編成と並行して収支計画の策定に着手し、計画の原案に盛り込むこととしております。

また、来年2月には、再度、経営健全化推進委員会を開催して計画原案についての御意見をいただき、修正等を加えた後、3月には県議会に御報告させていただく予定としております。

以上です。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎中内委員 質疑はないけれど、こういう大きな課題に取り組んでやっておられることに、まず敬意を表したいと思います。

この定めているところを見ると、いいことをたくさん書いてあるけれど、やっぱりこれに負けないような対応をしっかりと、先ほどのことがないように、バランスが取れんようなことじゃいかんと思いますので、その辺をしっかりと魂を入れて頑張ってください。

◎塚地委員 先ほど、第6期の計画の中で地域の医療構想の御説明を受けたときに、ここでは急性期の病院としての機能ということで、基本的には急性期の病院になるんだと思うんですけど、高度急性期の病床は安芸圏域と幡多圏域ではどんなになっていましたか。

◎安岡県立病院課長 安芸はありませんが、幡多は幡多けんみん病院でICUの機能を持っていますので、6床あります。

◎塚地委員 安芸にないのは中央圏域に近いこともあったりするんだと思うんですけど、それは、例えば地域として高度急性期も何とかしてほしいとの要望があれば、今後反映されることになっていくんですか。

◎安岡県立病院課長 地域医療構想の中でブロックごとに検討委員会といいますか、ブロックの協議会があります。そういった中で、もし必要との意見が出たときに、圏域の中の検討になるかと思います。

◎塚地委員 医療圏で完結することが基本という考え方で、やっぱり意見として出てくる可能性はあるので、そこが、がちとはまったものでない前提なのかと思って聞いてみたんですが、それはそういうことでいいですか。

◎安岡県立病院課長 医療構想で示される病床数についても、その数でコンクリートされたものではなくて、先ほど申した圏域ごとでの協議会の中で必要となれば、そこで協議がされるとお聞きしております。

◎野町副委員長 先ほど、地域医療構想のお話を医療政策課にもお聞きしましたが、特にこの重点取り組み項目の中の（２）の地域包括ケアシステムの推進が核になるとのお話を前段にもお聞きしました。やっぱり特に具体的な部分でいうと、西部もそうですけれども、東部もあき総合病院あたりがかなり核になると思うので、ここをぜひ力を入れていただきたいと思っています。それで、地域包括ケア病棟というのは、具体的にはあき総合病院にそういう病棟ができるということなんですか。

◎安岡県立病院課長 昨年の８月から、一つの病棟４５床ですけれども、地域包括ケア病棟という形で転換しております。ちょっと長い期間、御自宅などでの在宅生活などに向けてリハビリが必要な患者が、急性期が終わった後にそこでリハビリ等の訓練を受けて、帰っていただくということです。安芸圏域は御案内のとおり施設等が少ない状況もありますので、そういう病棟をつくって、そこでリハビリというか訓練を行って帰っていただく取り組みをしています。

◎野町副委員長 やはり、これからできるだけ在宅に近いところに、そういう介護や医療が一緒になった施設、あるいは在宅介護もどんどんと広がっていかないといけないと思います。あき総合病院には、在宅医療に関してもすごく熱心にやっている医師もいて、後は、民間の医師との２４時間体制のネットワークがシステム化されていくことが理想的ですけども、その辺の取り組み状況はどうなんでしょうか。

◎安岡県立病院課長 まだ具体的な動きはないんですけども、健康政策部等とも連携して、そういうネットワークづくりに取り組んでいきたいとは考えているところです。

◎野町副委員長 もう１点、（２）の一番下に介護福祉分野との連携強化とあります。字に書くことはすごくたやすいことなんですけれど、実際には非常に難しいところもあると思うんですけど、具体的には、今後の協議になるんでしょうか。

◎安岡県立病院課長 先ほど委員がおっしゃったように、在宅の患者がふえてくると在宅に向けての医療になってくるかと思えます。ことしの診療報酬改定でも、そういったところは強化されておりまして、福祉施設の職員などと病院の医療ソーシャルワーカーなどの在宅に向けての調整を図る職員がしっかり協議等を持って、スムーズな在宅につながる協議をしていくところに加算されていることもありますので、病院の職員と福祉施設の職員等との連携は、既にスタートしていると考えております。

◎野町副委員長 実際に私も現場でいろいろなお話を聞くと、本来は医師や看護師がやらないといけない部分を介護職員が担っている部分もあるそうです。表向きにはそうはいきませんので、やっぱりマンパワーが必要なのと、それともう一つは、どうしても郡部は距離がありますので、いろんな補助なども出ていますけれども、小さな病院や訪問看護ステーションでは厳しい部分があります。やっぱりハードやマンパワーの部分を含めて、県立病院からもいろいろな支援やアイデアをいただきながら、地域での包括ケアシステムがうまくいくような取り組みを、ぜひ前を切ってやっていただきたいというのは正直な気持ちです。また、よろしくお願ひしたいと思えます。

◎井奥公営企業局長 副委員長のお話にありましたように、既に幡多けんみん病院、あき総合病院ともに急性期病院としてやっておるわけですけれども、先ほど課長が言いましたように、診療報酬の改定の中では国がどうしても在宅重視の流れになっていますので、報酬の改定をする場合には在宅支援につながる部分に手厚く報酬が加算されるということです。高度急性期医療はなかなか提供することできませんけれど、急性期病院としての特色を生かして、より高い水準のレベルの医療を確保していく。また、安芸圏域には地域に医療資源がありませんので、退院された方がいきなり自宅に帰ることは大変ですので、あき病院には既に地域包括ケア病棟という形で45床程度用意して、一定在宅生活に耐えられるところまで回復していただいて、帰っていただく形にしています。県立病院としては、これまでの急性期一辺倒じゃなく、高いレベルの急性期を求めながら、より在宅にも耐えられるようにしていく役割を果たさざるを得ないということが、東部にはあると思えます。

逆に幡多圏域は、前に私が申し上げましたように、一定民間のしっかりしたレベルの医療資源がありますので、既存の医療機関とのネットワーク化をうまく図ることによって、幡多けんみん病院が地域の医療・介護を守っていく形です。それぞれの地域の特色に応じたやり方で、県立病院として今までにないような役割も積極的に果たさざるを得ない。なかなか今後の診療報酬の改定や税と社会保障の一体改革の関係での在宅重視という中では、一定できるマンパワーの範囲内で、今まで踏み込めなかった部分についても積極的に取り組む姿勢でやっていかななくてはならないと考えています。

◎土森委員 黒字に持っていったのはよく頑張ったね。一時期、県立病院は大丈夫かなと思うときもあったけれど、これは医療スタッフが充実したということでしょうか。

◎安岡県立病院課長　そこがやっぱり大きいと思います。

◎土森委員　医師数はだんだんふえているという話も聞きます。幡多けんみん病院で 51 名、あき総合病院で 33 名ですが、これで充足していますか。まだ不足していますか。

◎安岡県立病院課長　例えば一つの診療科で 1 人しか医師がいないところもあつたりします。1 人で十分な診療科もあるでしょうけれども、複数のほうが望ましい診療科もありますので、そういった診療科の医師の確保は課題になってこようかと思います。

◎土森委員　これは西も東もそうですけれど、その地域にとっては完全に中核病院で、ここに頼り切っています。黒字になってきているのは新会計基準の関係もあるんですね。あとは充実した医療スタッフをきっちり確保していくということによって、患者に対しての扱いもいいし、患者数もふえ、空きベッドがなくなるということでしょう。今からが大事ですから、頑張ってください。

◎井奥公営企業局長　今、課長からも説明がありましたけれども、土森委員がおっしゃるように、医師の充実が一番の要因になったと思います。それにあわせて平成 26 年度から会計基準の見直しがありました。その部分で財政支援をいただいているものを収益化することができましたので、この二つが重なった影響で、あき総合病院は 10 年ぶりの黒字にはなったわけですけども、今後とも医療の質的向上に向けて、より医師を充実する方向で高知大学や健康政策部とも連携しながら充実した方向に持ってきてたいと思います。できる限り地域地域での在宅を希望している方が地域で住み続けられるよう、医療が原因で高知市内のほうに移ってこなくていいようにすることが、県立病院が果たすべき役割として、まだまだあると思っております。

◎加藤委員長　ほかに。

(な し)

◎加藤委員長　以上で、質疑を終わります。

引き続きまして、県立病院における医療事故の包括的公表について、県立病院課の説明を求めます。

◎安岡県立病院課長　続きまして、昨年この委員会からの御要望をいただき御報告させていただいている県立病院における医療事故の包括公表についてです。

昨年度はことしの 2 月議会での報告となりましたが、今後は 9 月議会での報告を基本とさせていただきますと考えております。

それでは先ほどの、報告事項と書かれた資料の 2 ページをお願いします。

まず、医療事故等に対する取り組みですが、医療事故を防止し安全性を高めるためには、病院内で起きたあらゆる事例について情報収集に努め、その原因究明を行い、再発防止策を検討した上で医療従事者間で情報共有し、対策の徹底を図っていくことが大事になってまいります。

したがって、県立病院では職員に対して患者に被害のない事例なども報告するように指導をしているところです。その報告から対策の徹底までの流れを図でお示ししておりますけれども、各部署から報告を受けた医療安全管理室が内容の取りまとめを行い、最低月1回開催している医療安全管理委員会に報告し、委員会において事故の要因分析や再発防止策などの検討を行い、医療安全管理室がそれぞれの現場にいる医療安全の担当者などを通して、再発防止の徹底を図っております。

資料の中ほどの表が平成27年度の医療事故等の件数になります。両病院を合わせて1,900件を超える件数となっておりますが、そのほとんどは、患者に実害のなかったレベル1のものや、治療の必要性のなかったレベル2の事例で、その二つで全体の96.7%を占めており、簡単な処置や治療を要した事例を含めると99.5%を占めている状況です。

1番下の表が、レベル別の事例を抜粋しております。

まずレベル1では、食事前に行う注射や血糖値測定が抜かってしまった事例などです。またレベル2では、経管栄養チューブを患者自身が抜こうとしていたため再度挿入した事例や、点滴がうまく流れなくなっており、針を刺した箇所が腫れていたため、新たに点滴ルートを確認し点滴を始めた事例などです。さらにレベル3Aでは、体に刺していたドレーンが抜けていたため改めてドレーンを留置した事例や、膀胱留置カテーテルを挿入した際に尿の流出が確認できたので膀胱まで届いたと思い固定したけれども、実際には届いておらず再度挿入した事例などです。そしてレベル3Bでは、トイレまで介助した後に、ほかの患者の対応で数分間その現場を離れて戻ってくると、患者が転倒し骨折をしていた事例や、一時的にペースメーカーを装着する手術をして経過観察中に少しの間患者の側を離れて戻ってくると、患者自身がペースメーカーのリード線を抜いていたために再度装着手術を行った事例などです。またレベル4Aでは、医師の間の情報伝達が十分でなかったため投薬が継続できず、右手の指のしびれと視力低下が認められた事例などです。

表の右側にマニュアルの見直しなどの再発防止に向けた改善策を載せておりますが、今後も医療事故等が発生した場合は、原因究明と改善策の検討を行い、職員間で共有徹底していくことで、安心・安全な医療の提供に努めてまいります。

以上です。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 先ほどの事例の中の3Bにあるように、それこそ医療センターの事故でも結構転倒事故が多数を占めています。とりわけ認知症の方のように看護より日常的な介護が必要な患者の事故は、なかなか防ぎようがなくて大変だとのお話を伺っています。それで、ここで転倒予防の介護計画基準の作成を改善策で述べられていますが、それは看護師の配置で一定充実するようにした計画なのか、動き方を改善するようにしたのか。

◎安岡県立病院課長 しっかり説明するといった動き方の改善ということですか。

◎塚地委員 この例にも見られるように、看護師はすごくハードで、患者からの呼び出しが鳴ってもなかなかたどり着けない状態があって、その上でそういう患者が来ると、どうしても現場を離れなくちゃいけない状態になる。それは動き方だけで改善できるのかが課題として残ってくるんじゃないかと思うんです。

看護師の確保もなかなか大変だし、経営的にも大変なのかもしれないんですけども、やっぱり現場の具体的な声を拾っていただいて、必要な配置を検討する必要があるんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりはどうですか。

◎安岡県立病院課長 看護師等の確保は、先ほど委員がおっしゃったとおり大きな課題としてはあるんですが、昨年度、県立病院課としても試験を複数回実施して、一定看護師の確保は継続的に行っています。

幡多けんみん病院とあき総合病院では、看護師を十数名ふやしている状況です。当然、必要に応じてということが前提となりますけれども、そういう状況を踏まえて、また増員等の検討はしていく必要があるかとは思っております。

◎塚地委員 やっぱり患者の高齢化とともにふえてくる事例なんで、ある意味、通常の急性期の病院なんだけれども、やっぱり介護も必要となる部分が出てくるんで、ぜひよろしくをお願いします。

◎浜田（英）委員 去年になりますか、幡多けんみん病院で投薬ミスによる死亡事故がありましたよね。

◎安岡県立病院課長 平成 26 年です。

◎浜田（英）委員 あれから電子カルテを改善して、それ以来、みなさん電子カルテになって、今のところそういう事故は一切なくなっていますか。

◎安岡県立病院課長 アレルギーの関係での事故でしたけれども、そういうアレルギーをお持ちの患者であることが事前にわかっていたら、それを電子カルテに入れることによって、注意、警告が出ますので、そういうことで対応しているところです。

◎浜田（英）委員 電子カルテにかえた成果は、今どんどん出ているわけですね。

◎安岡県立病院課長 幡多けんみん病院の医療事故の件数は、その資料にもありますが、平成 27 年度と平成 26 年度では若干減ってきている状況もあります。

そういうことで、カルテによる効果も一定あるのではないかと理解しています。

◎浜田（英）委員 結局、現在はその電子カルテによって、看護師も医師も全てが共有できているということですね。

◎安岡県立病院課長 はい、見られる状態です。

◎浜田（英）委員 医師が気づかなくても看護師が気づく場合もあるということですね。

◎梶原委員 それであれば、今回の 4 A レベルの永続的な障害や後遺症が残ったが、有為な機能障害や病状の問題は伴わない場合ということで、幡多けんみん病院で電子カルテ

に医師が書き込んだけれども、次の依頼先の医師への伝達を行っていなかったために投薬ができなかったとありますが、これが起きた原因は何ですか。

◎安岡県立病院課長 ある診療科のところにドクターが書き込みをしましたが、別の診療科のドクターがそこに読み込みに行かなかったことにより起きた事例です。今は共有で見られるように徹底しているところです。

◎梶原委員 平成26年の件も受けて、そういう取り組みをしていただいているので、ぜひ徹底していただけるようにお願いします。

◎加藤委員長 ほかに。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、一旦、公営企業局を終わります。

それでは、4時15分まで休憩といたします。

(休憩 15時56分～16時24分)

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〈電気工水課〉

◎加藤委員長 電気工水課の説明を求めます。

◎右城電気工水課長 まず、表紙をつけさせていただいております。左上のレジユメの分です。

1業者選定の経緯として、次のページに比較表を載せています。私どもが発注した実績のある3社とその他の県外企業2社の合計5社のコンサルタントから、このように見積もりをいただき、それを比較しました。平均は4,000万円余りになっています。実際は、この中の一つの会社を主体的に採用させていただいて、計上してあります。

それが今回の内訳になりますけれど、後でお配りしたこの別紙の縦の内訳書があります。先ほどは一括して積算していましたが、吉野と杉田に分けると吉野ダムが2,060万円余り、それから杉田ダムが2,290万円余りで、全体で4,360万円余りという計算になっています。それが今回の内訳書になります。

そして表紙の2です。土木部の状況が、最後にお配りしたA4横の資料です。

これが、左側が河川課で右側が電気工水課となっています。金額的には、ダム本体と関連構造物とそれぞれ分けて記載させていただいております。

鏡ダムではダム本体が2,700万円余り、関連構造物が1,800万円余りという見方になります。吉野ダムと杉田ダム一式でダム本体の解析条件設定とモデル化で2,600万円余り、数値解析は2,600万円余りで合計5,200万円余り、今回の関連構造物は、資料の数字は間

違っていますが、先ほど言いました 4,300 万円余りで合計 8,000 万円余りとなります。二つのダムで約 8,000 万円で、一つのダムに換算すると 4,000 万円余りになっています。

ダム関連構造物と本体を合わせた金額です。本体は、平成 24 年度と 25 年度に実施したもので、1 年目がダム本体を解析条件を設定してモデル化するという事業。その次の年度に数値解析をしたところです。

今回の最後の表の中の電気工水課の右下、2,800 万円余りとなっているのが間違いで、4,300 万円余りで全体の金額になってきます。

2,823 万 8,000 円が間違いで、4,362 万 2,000 円が正解です。最後の 8,000 万円余りの合計も間違っておりまして、9,500 万円ぐらいになります。

◎近藤チーフ（土木担当） 発注形態が河川課の分と電気工水課の分で設計書の合わせ方などが少し違って、ちょっとわかりにくくなっていますけれども、御説明します。

まず、この実績整理の横の表で、河川課の鏡ダムの 2,719 万 5,000 円は、ダム本体の解析条件設定プラスモデル化とその下のダム本体の数値解析を合わせた金額です。それから、河川課の永瀬ダムについても同様のくくりになっています。

それから、関連構造物については、鏡ダムは 1,856 万 1,000 円、永瀬ダムは 2,101 万円 1,000 円で、今のところ、河川課は鏡ダムで 4,575 万 6,000 円、永瀬ダムで 5,114 万 6,000 円を使っています。

それから、次に電気工水課ですけれども、杉田ダムと吉野ダムで一つの設計書で発注しております。ダム本体とダム本体のうちの解析条件設定とモデル化を合わせて、2,621 万 4,000 円で発注しています。

それから、ダム本体の解析条件設定とモデル化が終わった後のダム本体の数値解析を杉田ダムと吉野ダムで合わせて発注して、2,610 万 7,000 円になっています。

それで、昨年度にまた電気工水課は杉田ダムと吉野ダムの関連構造物を一つの設計書で発注して、これが 2,823 万 8,000 円となり、合計で 8,055 万 9,000 円が正しい金額です。

これは、あくまでも平成 27 年度までの過去の実績です。

この資料は過去の実績の参考資料です。電気工水課の今回の補正予算で上げさせていただいているのは、こちらの業務費内訳表の 4,363 万円です。

◎土森委員 最初は 3 業者に見積もりを出させたと言いましたが、5 業者になっているのはなぜですか。

◎右城電気工水課長 3 社での平均でかなり誤差が生まれても困りますので、もうちょっと情報収集を図りたいと考えて、過去に見積もりを依頼したり業務が発注した実績がある 3 業者と合わせてそれ以外にもう少しできそうなコンサルタントに当たって、今回は 2 社ふやして 5 社から見積もりをいただきました。

もしかしたら、近藤チーフの発言に間違いがあったかもしれません。その辺は訂正させ

ていただきます。

◎土森委員 見積もりした業者名は出せませんか。

◎右城電気工水課長 左の端の欄のコンサルタントがエイト日本技術開発、2社目がニュージェック、3社目がクレアリア、この3社が今まで私どもで実績があるコンサルタントです。4社目が日本工営で、ここも非常に大きな会社です。5社目がパシフィックコンサルタンツです。

先ほども多少申し上げさせていただきましたが、河川課が先行してこういった委託業務を発注していますので、その特記仕様書なども参考にさせていただきながら、ほとんど同じような内容で仕上げているものです。

◎梶原委員 この5社ですが、それぞれの項目で金額がこれだけまちまちです。同じ業務に対して3倍ぐらいかかっているところもあり、1つ1つの項目が余りにも開きがあり過ぎる。それぞれを横で比較したら、例えば38万円でできるものが、片や62万円かかったり、150万円でできるものが475万円かかったり、その横では83万円のものが335万円かかったりしています。こちらの課として、業者間によるこの差はどう分析されて、何が適正と判断をされているのか。

◎右城電気工水課長 各コンサルタントで考え方の相違や、やり方の相違がありますが、まさに今新しい技術を模索しながらいろいろつくり上げて、最新の知見に基づいてやっているため多少の誤差があることは承知しておりますので、私どももなるべく多くの情報を収集するために今回5社から見積徴収をしたことが1点です。

それから、河川課を大変参考にさせていただいて今回の見積もりの積算もさせていただいておりますので、これでいけるものと思っています。

◎梶原委員 言いたいのは、発注者側として、しっかりとした知見を持つことによって、業者の提案に対してきちんとそれは違うと言える立場にいないといけないということです。今、課長が言われた最新の知見に基づいた業者の提案はもちろんわかりますが、ただ、例えば、門柱の耐震補強を検討することで、なぜ3倍の見積額の差があるかをこちらの課でしっかり検討しておかないと、今後の一般競争入札でとったところとの協議等においても、こちらが発注者側としての知見と技術と知識を持っていないと、そのときの協議不足などによって、後の設計変更やそれにかかる費用の増額につながるが多々あるわけです。

今回、これだけの補正予算として議会に提出されて、お話を聞いていたら、どうして同じことに対して業者間の金額に3倍以上の開きがあるのか。なぜそういう提案をするのか。特に3社は今まで県の業務をやっているところですが、余りにも開きがあり過ぎる。それに対して、5社、最初の御説明では3社の出した見積もりを平均した額を予算として上げていますということでしたが、単純に平均した価格がいいのかどうか。さらに聞いていた

ら河川課を参考にしたと、ちょっと御説明が順番に変わってくる点と、聞いても何か納得しにくい点が多々あります。その辺の技術的なことをもう少し深く課内で検討する人も必要だと思いますが、その辺についてはどうですか。

◎近藤チーフ(土木担当) 参考となる標準歩掛などで比較できればいいんですけども、なかなかそういうものもありませんので、この業務をこの人役で本当にできるかどうかは業者に聞いたりしています。例えば、この少ない見積仕様で本当に業務を全うすることができるんですかと聞いて、できますとお答えいただくと、それ以上の突っ込みは、こちらでは難しいかと思います。

◎塚地委員 表の3番目が業務費内訳表の金額と合致する項目が多い業者ですけど、この業者は今までに実績があったところですよ。どういう実績があった業者ですか。

◎右城電気工水課長 手元にある資料では、平成24年度のダム本体の耐震診断をするときのモデル化の事業で実績があります。

平成25年度のダムの照査はエイト日本技術開発です。それから平成27年度の関連構造物の調査は同じくエイト日本技術開発です。あと、ニュージェックに関しては、過去に永瀬発電所の取水口の耐震診断、工業用水の筆山にある配水池の出口・入口の弁の耐震診断、それから永瀬発電所の水圧鉄管と水路・水槽の耐震診断をやっていただいています。

◎塚地委員 先ほどおっしゃったように、平均値をとって今から入札にかけるわけですよ。だから、この金額を県が示して、それが意味、最低制限価格になるんですか。

◎右城電気工水課長 示す金額は予定価格になっていまして、最低制限価格はまた計算させていただいて設定することにしています。

◎塚地委員 技術力が大事だと思うんです。先ほど梶原委員がおっしゃったように、こちら側も技術力を持って、見積もりの具合がどうなのか、その価格が妥当なのかどうかを判断できることは、県の側にとっても必要です。ただ今回の場合、大変特殊なもので、県の側にそれを判断する力があるかどうかの一つは問われるわけで、それで正否がわからないので、そういったすごく比率の違う状況を是正することがなかなかできなかった結果、平均値をとる考え方になったんですか。

◎右城電気工水課長 コンサルによって、こういった最新知見の業務委託は山谷がありますので、谷を採用して成果物が粗悪なものになっても困りますし、信頼が置けないものになっても困ります。そういう意味で、逆に高買いするというか高いコスト負担になっても困りますので、なるべく多くのこういった知見を持つコンサルを集めた結果、今回は5社で、そういう意味で、平均をとらせていただいた結果、先ほど委員から御指摘いただいたようにクリアアの見積額がちょうど真ん中あたりで直近下位ですので、そこを参考にさせていただきながら、かつクリアアに反映されていなかった見積額は、ほかのコンサルを参考に反映させていただいて4,362万円に積み上がっています。

◎土森委員 これでは平均値を出して4,362万円になったんですね。それで、今から入札にかけるわけでしょう。競争入札ですか。

◎右城電気工水課長 基本的には一般競争入札になる予定です。

◎土居委員 先ほどの梶原委員がちょっと聞いたことなんですけれど、細かく調査の分類がある中で、確かにそれぞれ金額に随分差があります。それぞれ専門業者なわけで、その辺の理解はあって当然だと思うんですけれど、その結果これだけ差が開いています。例えば、関連設備の対策検討というところで随分差があります。そういった際立ったところに対して聞き取り調査をすることはやられないんですか。単純に平均をとるにしても、余りにも際立ったところは、一度どうしてこうなったのかを事前に調査した上で入札にかけることがあってもいいんじゃないかと思うんですけれど、その点はどうですか。

◎近藤チーフ（土木担当） 何か物をつくったりすることなどで、歩掛や日作業量があればいいんですけれど、基本的に人が頭を使って作業することですので、それにこれだけの人役がかかってしまうということであれば、それでAの業者はこの項目にこれだけの人をかけてやればできますと言われれば、もう、それでわかりましたという答え方になります。

◎土居委員 要するに業者の能力ということになるんですけれど、余りにも差があるんで、業者によって認識の違いとか把握がひょっとしたら違っているんじゃないかと思いましたが、ちょっとお聞きしました。

◎井奥公営企業局長 先ほどの委員の御質問についてですけれども、それぞれ指名実績のある業者から見積もりをとって、なおかつ金額にばらつきがある中で、新たに2社からもとったということです。専門的な業務になりますんで、恐らくそれぞれの会社のノウハウや得意な分野があると思いますし、持っているデータの蓄積量などの部分で差が出てきたんじゃないかと思えます。平均値の金額を設定した上で、土木部に既に発注した内容がありますんで、それに準じた形で総合的に判断させていただきました。

ただ、一般競争入札ということになりますんで、その辺は、再度設計するときにくれぐれも抜かりのないよう、慎重にやってまいりたいと考えております。

◎梶原委員 繰り返しになりますけれど、まず耐震化をする対策の方針を検討する業務の最初のところで、一つのところは22万円でできますよと、片や170万円かかりますといった違いは一体何なのかという不思議な点がすごくあります。それと、先ほど課長がおっしゃったように、もちろん自分たちも粗悪なものできたらいかんの思いはありますけれど、ここで一番安い金額である2,900万円を提示しているのはこれまで県の仕事をやっているところで、今までしてきたものが粗悪なものかという、そうではないと思えます。

今回、補正予算を上げるに当たって、平均値をとらないといけない状況も理解できますけれども、今後の入札や入札の後の工事の進捗においても、その業者としっかりと話ができないとなかなか大変だと思いますんで、重ねて、公営企業局の中で人数をふやすである

とか、そういった技術を持った職員に応援に来てもらうといった対策が必要だと思うんで、公営企業局として技術力を高めていってもらうことは、委員会からも要請しておきたいと思います。

◎井奥公営企業局長 委員から御指摘があったことについては、今後なお一層留意してまいりたいと考えています。また人的な部分についても、今後、必要であれば検討を重ねてまいりたいと考えております。

◎土森委員 結局、見積もりをとって、その平均値を出して予算を組んでいるわけよね。この4,362万3,000円がもとになって、今度競争入札をすることになります。その競争入札の結果、2,900万円で落ちる可能性もあるということですか。

◎右城電気工水課長 予定価格は基本的には積算ベースでつくります。最低制限価格は委託業務では6割から8.5割までの間で決めることになっていきますので、その中で最低制限価格を決めさせていただきます。その金額が例えば2,900万円以下に設定できたら、その金額で落札することになると思います。

◎土森委員 土木部はきれいにわかりますよね。設計があつて、それを見積もりして競争入札にかけるわけですから。

今回の場合は、見積もりをとって平均値を出して、それで範囲を決めて、それ以下でも以上でも不落で、その中間しかないということ。最低制限価格が85%なら15%の間で落としてくることになりますよね。

そこら辺でいうと、余りにも差があり過ぎるので平均値出して決めるというのもどうか。土木部の道路整備や河川整備のようにどんどん出るものじゃないし、今までの実績があまりないと思います。

だからこそ、そういうことは慎重にやっていく必要もあるし、こんなに差があるものを見せられたら、これでいいかなと不安になります。きっちりやっぴいかんといけないので、これだけ差があるわけですから、例えば落札価格の幅を広げるとかもしておく必要があるんじゃないですか。

◎右城電気工水課長 最低制限価格を設定するやり方は公開されていないものですが、その設定方法も上司と相談しながら決めていきたいと思います。

◎加藤委員長 ほかに。

(な し)

◎加藤委員長 それでは、今後とも適切な資料提出と誠実でわかりやすい御説明を求めておきたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

◎加藤委員長 それではお諮りいたします。執行部より説明を受け、審査しました予算議

案3件、条例その他議案2件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それではこれより採決を行います。

第1号議案「平成28年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号議案「平成28年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号議案「平成28年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号議案「高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案「坂本龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎加藤委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

それでは、次に、意見書を議題といたします。

意見書案4件が提出されております。

まず、「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書(案)」が自由民主党、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付

してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ 基本的に賛成ですが、上から 10 行目のところに拉致問題を最優先で解決するという課題の順番みたいなことですが、上でも最優先課題としてと書いてあります。表題は早急な解決ということで核問題も含めて解決せんといかん話は結構ありますんで、拉致問題を優先して解決するために全力を挙げて取り組むべきという表現に直していただけたら、大変ありがたいです。

◎ 北朝鮮との関係は、6カ国協議の問題も核の弾道ミサイルの問題も結構あって、それぞれやらんといかん課題もあります。早急に解決せんといかんし、優先してやらんといかんことだと思っているんですけど、そういう問題もあるんで、それぐらいの表現にしたらどうですかということです。

◎ 会派ではまとめてないですけど、ちょっと入れてもらいたい文言があります。下から 4 行目で、「国におかれては、」の次に、「日朝平壤宣言にのっとり、北朝鮮との対話の窓口を堅持する」としてもろうて、それから下から 3 行目の終わりから、「対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて」をカットしながら、上の「協議等を踏まえながら日本人拉致問題の早急な完全解決のために」としてもらいたいとの意見がありますけど、どうでしょうか。

◎ その前に、最優先課題と最優先がダブっているので、これをどっちかにまとめようということでしょう。

◎ 表題どおりに沿って、早急な解決でかまんと思いますけれど。

◎ それで、今の対話と圧力、行動対行動の原則を貫きっていうところを削除してほしいというお話やったがですか。

◎ これは交渉問題なので、やっぱり入れておかないと。日本はこれをずっと言い続けていますよね。そうしないと解決しない。

◎ ここをカットしても、あらゆる手段を講じてという言葉の中に含まれるんですよ。

◎ 対話と圧力はのけられないです。

◎ これをのけられなかったら●●●としては乗れないのか。できたらのけてもらいたいのか。できたらのけてもらいたいのか。できたらというのであれば、正副委員長で調整してもらえば。

◎ 不一致にしましょうか。

◎加藤委員長 正場に復します。それでは、意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障の実現を求める意見書(案)」が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書案の朗読は省略したいと思いますがいよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ この介護医療の問題は大変大事な問題だと思っているんですけども、非常に大事な問題であるがゆえに、生活援助サービスの対象から要介護1・2を外すことのみを捉えて賛成・反対というわけじゃなくて、介護制度全体の改革の中で判断していきたいということと、厚生労働省も今回はそれを先送りする方向で検討に入っているということで、今回は様子を見たいと思います。

◎加藤委員長 正場に復します。それでは、意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」が自由民主党、県民の会、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますのでお手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますがいよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ 私どもも結構です。

◎加藤委員長 正場に復します。この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(案)」

が公明党、自由民主党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

◎ 異議なし。

◎加藤委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがございます。

まず、書記に資料を配付させます。

(資料配付)

◎加藤委員長 先月 28 日に常任委員会正副委員長会が開かれ、県外調査に係る報告書について協議を行いました。

県外調査を行った場合、お配りいたしました調査出張報告書(案)のように、事務局において概要をまとめておりましたが、さらに調査を踏まえた成果や委員会としての意見、提案なども掲載し充実すべきではないかとの意見がありました。

御説明したとおり報告書を充実することについて御了解いただけましたら、17日の委員会最終日に県外調査に係る各委員の御意見を取りまとめたいと考えております。

それでは、県外調査に係る報告書の充実について御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、10月17日の委員長報告の取りまとめ等を行った後に、調査出張報告書に係る意見書の取りまとめを行います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あす、あさっては休会とし、17日月曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。本日の委員会はこれで終了いたします。

(17時11分閉会)